



# 第4章

## 基本計画

1. 基盤整備
2. 産業振興
3. 社会福祉
4. 教育文化
5. 協働・行財政

### 第1章

総合計画の  
策定にあたって

### 第2章

湧別町の現況

### 第3章

基本構想

### 第4章

基本計画

### 附属資料

## 道路・河川・海岸

### 現状と課題

#### 【道路】

国道242号線と国道238号線の2路線を主軸に、道道と町道が近隣市町村と連絡する道路網を形成し、町民生活や生産物輸送等の産業活動を支える基盤となっています。また、この道路網と連携する高規格幹線道路の整備が進められ遠軽インターチェンジが開通し湧別地域の早期の整備と開通が待たれます。

国道及び道道については、全線改良舗装が完了していますが、交通量の増加や車両の大型化に伴い、橋梁の拡幅、車道及び歩道の整備が望まれています。

町道は、実延長541kmで、改良率が63.5%、舗装率は52.4%であり、これらの整備率の向上や危険箇所の解消が望まれています。さらに改良済み道路や道路施設等の延命を図るための計画的な改修・修繕や道路美化に努めることが必要となっています。

#### 【除排雪】

本町の気候は、夏は高温少雨、冬は厳しい寒さと風雪に見舞われています。本町は気象台の積雪記録はありませんが、沿岸部で隣接する紋別市の記録では、降雪量の過去10年平均で387cm、最深積雪が99cmとなっています。また、内陸部で隣接する遠軽町の記録では、降雪量の過去10年平均で490cm、最深積雪が112cmとなっています。本町の積雪は、紋別市と遠軽町の間程度と考えています。

気象における特徴としては、沿岸部特有の浜風が吹き、雪が降っていなくても地吹雪が起きて吹き溜まりが発生することが多く、町民生活や産業活動のための冬期の円滑な道路確保をすることが重要な課題となっています。

本町の除雪体制においては、業者への全面業務委託を実施しており、除雪車両の確保及び車道や歩道の除排雪の充実化を図りつつ除雪体制を維持する必要があります。

#### 【河川】

本町の河川は、湧別川や芭露川などの支流から構成され、町民生活や産業振興を支える水資源としての活用や地域にうるおいとやすらぎを与える重要な存在となっています。このことから、環境保全に配慮し、かつ、災害に強い河川整備及び維持管理を進めていくことが望まれています。

#### 【海岸】

本町の海岸は、オホーツク海地域特有の流氷接岸や波浪などの影響で砂浜が削られ、離岸堤などの海岸保全施設が未整備の区間においては海岸線の侵食が継続している状況であります。今後、浜崖後退に伴い背後地の農地への被害が危惧されています。

また、漁港・河口及び湖口付近では土砂が堆積傾向にあり水産資源にも影響を及ぼしており、生活基盤や産業基盤への影響が懸念されています。今後においても海岸浸食を防止する海岸保全施設等の対策が必要となっています。



## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
町道	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や子どもたちが、安心して利用できる道路である。</li> <li>危険箇所や老朽化した道路施設の破損箇所が計画的に改修されている。</li> <li>年間を通じて適正に維持管理が行われている。</li> </ul>
国道・道道	<ul style="list-style-type: none"> <li>広い車道と歩道をもち、歩行者等の安全・安心が確保された利用しやすい道路である。</li> </ul>
高規格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内及び紋別方面まで路線がつながり、道央圏等と短時間で安全に通行ができる。</li> </ul>
除排雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民生活に支障が生じないよう除排雪体制が維持されている。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に配慮しつつ、災害から町民の安全・安心を守る河川である。</li> <li>水辺に親しむ交流の場として、景観や環境に配慮し整備された河川である。</li> </ul>
海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>オホーツク海沿岸の海岸浸食が防止され、農業被害、漁業被害が抑制され産業基盤及び地域住民の生活基盤が確保されている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
町道	<ul style="list-style-type: none"> <li>未改良道路の整備を行い整備率の向上を図ります。</li> <li>計画的な維持補修や道路美化に努め、道路施設の延命化及び住民生活の利便性の向上を図ります。</li> </ul>
国道・道道・高規格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道・道道及び高規格幹線道路の整備促進を関係機関に要望します。</li> </ul>
除排雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期間の安全で円滑な道路交通網の確保を図るため、国道及び道道の除排雪について関係機関に要望するとともに、町道の除排雪を行います。</li> <li>除雪体制維持のため除排雪車両の計画的な更新を行います。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備促進を関係機関に要望します。</li> <li>災害を防止し、環境に配慮した河川の整備や維持管理を行います。</li> </ul>
海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸の保全・整備について関係機関に要望します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	道路の整備、維持補修、草刈、除雪	満足 15.9% (12.3%) 普通 55.2% (51.3%) 不満 24.7% (31.3%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在71.1% → 74.7%※以上)

※目標値の考え方…現状値(満足+普通)×1.05(5%増加)とし、以下同様とする。

## 上下水道

### 現状と課題

上水道は、町民の日常生活や産業活動などの基盤となる重要なライフライン<sup>\*</sup>です。良質な水道水の生産基盤である東山浄水場は、機械設備や電気設備の老朽化が進んでおり、計画的に更新整備を進めることが必要となっています。本町には、上水道のほか、川西及び開盛の2つの簡易水道があります。川西簡易水道は川西のほか近接する旭・札富美・富美・上富美地区を範囲として給水しています。また、開盛簡易水道は、遠軽町上水道からの分水により給水を受けています。この他、信部内及び緑蔭の一部地区については、紋別市の沼の上簡易水道により給水が行われています。

水道は、日常生活において欠かすことのできないものであり、良質で安定した水源の確保が極めて重要で、安心して利用できる水道水の供給に努めることが大切です。さらに、水道事業の運営に当たっては経費削減及び収入の安定化を図り、自主運営が可能となるような経営努力が必要となっています。

下水道は、町民が清潔で快適な生活を支える重要な施設であり、衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境を保全するために欠かせない基盤となっています。特定環境保全公共下水道事業は、湧別市街や中湧別市街、屯田市街地を平成14年度より順次供用開始しほぼ整備が完了していますが、今後は普及率の向上を図っていかねばなりません。また、ストックマネジメント計画<sup>\*</sup>に基づき終末処理場内の機械設備や電気設備を計画的かつ定期的に更新することで設備の延命化を図ります。

登栄床地区は、漁業集落排水施設事業により平成9年度に供用開始し、普及率はほぼ100%となっており、安心して利用できるよう適切な維持管理を行っています。また、特定環境保全公共下水道事業と同様に、漁業集落排水施設機能保全計画に基づき処理場内の機械設備や電気設備を計画的かつ定期的に更新することで設備の延命化を図ります。

下水道計画区域及び漁業集落排水施設区域以外の水処理については、この区域以外の全町を対象として平成23年度から町が設置し維持管理を行う個別排水処理施設整備事業において合併処理浄化槽整備を進めており、町民の生活環境の向上や自然環境の保全のため、今後も普及促進を進めていきます。



<sup>\*</sup>ライフライン…生活・生命を維持するために必要な水道・電気・通信などのネットワークシステム。

<sup>\*</sup>ストックマネジメント計画…長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。



## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>良質な水源の確保や安全・安心で安定した水道水が供給されている。</li> <li>供給されている水道水の水質管理が徹底されている。</li> <li>水道施設の適正な維持管理が行われている。</li> </ul>
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道が普及し清潔な生活環境が整備されている。</li> <li>下水道の普及によって自然環境が保全されている。</li> <li>下水道施設の適正な維持管理が行われている。</li> </ul>
個別排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道計画区域以外では個別排水処理施設が普及し衛生的で快適な生活環境が整備されている。</li> <li>個別排水処理施設の普及により自然環境が保全されている。</li> <li>個別排水処理施設の適正な維持管理が行われている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安定した水道水の供給のため、良質な水源の確保と水道施設の適切な設備更新と施設の維持管理を行います。</li> <li>堅実な経営をめざして給水戸数を確保しつつ、事業効率化と経費節減に取り組めます。</li> </ul>
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生的な生活環境づくりと環境保全のため、計画的な設備更新と維持管理を行います。</li> <li>下水道の普及を図り、事業効率化と経費節減に取り組めます。</li> </ul>
個別排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生的な生活環境づくりと環境保全のため、個別排水処理施設整備の普及推進を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	水道の供給と料金	満足 13.8% (10.3%) 普通 63.6% (61.1%) 不満 13.4% (17.0%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在77.4% → 81.3%以上)
	下水道や集落排水の整備と料金	満足 11.2% ( 8.6%) 普通 62.4% (56.9%) 不満 12.1% (17.1%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在73.6% → 77.3%以上)

## 住宅環境

### 現状と課題

平成27年度の国勢調査による一般世帯数は3,735世帯であり住居の種類は、持ち家2,677戸、公的貸家620戸、民間貸家177戸、給与住宅235戸、間借26戸となっており、持ち家率71.7%で全道平均56.8%を大きく上回っています。

町民アンケートによる生活面の満足度における「今住んでいる住宅の満足度」では、満足30.9%、不満15.2%となっており、満足が2倍ほど多く回答されていますが、前回のアンケートに続き若年層に不満が多いという結果が出ており、経済活動や少子対策面で重要な役割が期待される若年層が満足できる住宅環境を整えることが重要となっています。

本町が管理する公営住宅等は、708戸（令和元年度末現在）であり、入居率は90%を超えていますが、建設年次の古い住棟は設備水準が低いことから、若年層ばかりでなく入居希望者全体が満足できない住宅であるため、改善が必要となっています。

また、持ち家及び民間賃貸住宅等については、平成27年度から補助制度が開始され、令和元年度までの5年間で持ち家130戸、民間賃貸住宅及び社宅13棟64戸の補助実績がありました。持ち家においては令和2年度から子育て世帯や転入者に対し手厚く支援する新たな制度を実施しており、定住促進・雇用の安定を後押しし、町にも大きな経済効果が期待できるため、継続的に住宅建設等の施策を実施していくことが必要です。

町が行う分譲宅地は、平成10年度から平成28年度まで9団地91区画を分譲し、平成29年度には開盛第2パークタウン14区画の分譲を開始しました。

今後においても、持ち家を奨励するための分譲宅地の提供が重要です。

また、町内に住宅を求める移住者は、完全移住だけではなく二地域居住や季節移住を希望する方も多くいるため、住まいの情報バンク制度により、中古住宅や土地のあっせんを行うとともに、移住体験住宅を整備することにより、お試し移住事業を実施しています。これらの事業を継続するとともに、住宅情報だけではなく雇用や観光情報などと連携し発信していくことが重要です。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた景観と、ゆとりある住環境が整備されていて「住んでみたい」と思えるまちである。</li> <li>若年者が転入や結婚で町内に住宅を確保したい時に容易に探せる環境が整っている。</li> </ul>
公営住宅 (公的賃貸住宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな入居希望者の需要を満たす住宅が確保されている。</li> <li>収入超過者がスムーズに退去し、民間賃貸住宅や持ち家に転居できる環境が整っている。</li> </ul>
民間住宅 定住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>定住促進に向けた分譲宅地が確保されている。</li> <li>社宅や民間賃貸住宅及び持ち家建設・購入の奨励制度が充実している。</li> <li>さまざまな需要に対応した賃貸住宅の供給がされている。</li> <li>不動産事業者と連携し、中古住宅の利活用が進められている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
公営住宅 (公的賃貸住宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の良好な維持管理を行います。</li> <li>老朽化した公営住宅は建替または改修を行います。</li> </ul>
民間住宅 定住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>定住促進に向けた分譲宅地の整備と住宅建設を推進するため持ち家の奨励を図ります。</li> <li>民間賃貸住宅及び社宅の建設奨励を図ります。</li> <li>移住希望者へ宅地・住宅情報と定住支援策の情報を提供します。</li> <li>利用可能な空き家の登録や移住体験住宅の充実により、移住・定住の促進を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	いま住んでいる住宅の満足度	満足 30.9% (29.3%) 普通 51.3% (51.4%) 不満 15.2% (15.1%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在82.2% → 84.7%以上)



### 第1章

総合計画の  
策定にあたって

### 第2章

湧別町の現況

### 第3章

基本構想

### 第4章

基本計画

### 附属資料

## 公園

### 現状と課題

本町には、町民憩いの広場、五鹿山公園、上湧別百年記念公園などの町立公園があり、町民が健康維持や余暇活動を行う場、子ども達が遊ぶ場、そしてイベント会場として利用されています。

公園は、安らぎやうるおいをもたらすとともに、町民同士または町民と町外者とが出会い、交流する場であり、町民生活に身近な場所として不可欠な施設となっており、利用者が安全で快適に利用できる施設として適正な維持管理に努めることが求められています。

このことから、日頃から事故が発生しないように適正な維持管理に努めながら、老朽化の進んでいる施設や構造物については、計画的な修繕を行う必要があります。

少子高齢化の中で、次世代を担う子どもの健全な発育を促すために、屋外で自然に親しみ遊ぶことができる安全な遊び場としても公園の役割はますます大きくなっており、町民の意見を反映させながら計画的に公園整備を行う必要があります。

さらに、町民アンケートの回答においても地域の身近な公園の整備や既存公園への遊具の設置を望む声が多く寄せられておりますが、町内にはたくさんの公園や遊具施設もありますので、町内にある公園の設置場所や施設概要などをホームページ<sup>※</sup>や広報等を通じて町民にPRしていく必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
公園整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが集える身近な憩いの場として整備されている。</li> <li>安全面や景観に配慮して良好に維持管理され、快適に利用されている。</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の設置場所、施設概要等についてホームページや広報などを通じてわかりやすく提供されている。</li> </ul>

### 主要施策

区分	主な内容
公園整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な公園として誰もが利用できる、魅力ある公園の整備を図ります。</li> <li>利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を図ります。</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の設置場所、施設概要等の情報提供を図ります。</li> </ul>

### 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	公園や緑地の充実	満足 13.1%(12.5%) 普通 57.9%(55.8%) 不満 20.6%(19.9%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在71.0% → 74.6%以上)

※ホームページ…インターネット上にある情報提供サービス。ウェブページ。



## 情報通信

### 現状と課題

インターネットやスマートフォンに代表されるように、IT<sup>\*</sup>の革新とその普及は著しく、産業・経済分野をはじめ、生活や教育、医療、福祉、防災など、あらゆる分野で大きな役割を果たし、社会全体の効率性を高め、また、国内はもとより世界との交流・連携を広げる可能性を持ち、現在の社会基盤を構成する重要な要素となっています。

本町の光ファイバ網によるブロードバンド環境は、長年にわたり未整備となっておりました地域について、国の補助事業等を活用した電気通信事業者による「民設民営方式」(町は負担金を拠出)により、町内全域(湧別市街局番エリア)で光ファイバ網が整備され、町内での情報通信環境の格差は解消されましたが、現在、都市部では超高速な通信システムである5G<sup>\*</sup>が普及拡大し、都市部と地方における新たな通信環境の格差が生じており、5G基地局の整備促進が求められています。

さらに国では、町民の行政手続の事務負担の軽減と利便性の向上を目指す電子自治体を実現するため自治体クラウド<sup>\*</sup>の活用を推進しており、国が定める基準で標準化された情報システムの導入やデータセンターの共同利用など、自治体クラウドの様々な連携基盤を活用し、行政事務の簡素化・合理化を図り、行政サービスの向上や行政運営の効率化に取り組む必要があります。

一方で、情報通信手段の一つである携帯電話については、居住地域の一部で地理的条件により携帯電話を利用することが困難な不感エリアがあるため、緊急時や災害時に携帯電話を利用できるようエリア拡大を促進するため、今後も北海道と協力しながら、携帯電話事業者の理解と参画を求め、不感エリアの解消を進めていく必要があります。

地上デジタル放送については、無線共聴送信施設を設置して町内の難視聴対策は完了しており、今後も、安定した受信環境が保たれるよう施設の維持管理に努めていく必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
通信基盤の整備	• 高速大容量・低遅滞・多数同時接続の通信が可能である5Gが利用できる環境が整っている。
電子自治体の促進	• いつでもどこでもインターネット等を通じて行政手続を行うことができる。
携帯電話不感地域の解消	• どこでも携帯電話がつながり、緊急時や災害時の通信手段が確保できている。

※IT…Information Technologyの略で、「情報技術」を指す。具体的にはコンピュータの機能やデータ通信に関する技術で、例えば、ハードウェア、ソフトウェア、アプリケーションなどの開発など。

※5G…5th Generation(第5世代移動通信システム)の略で、携帯電話などに用いられる次世代通信規格の5代目という意味。いつでもどこでも高速ブロードバンドによるインターネット高速大容量、低遅延通信、多数同時接続の通信が可能となる通信システム。

※自治体クラウド…地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理せず、外部のデータセンターで保有・管理する取組み。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用により経費の削減等の効果がある。

安全・安心で快適に  
暮らし続けられるまちづくり

## 主要施策

区分	主な内容
通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>5Gの通信可能エリア拡大に向けて、移動通信事業者へ基地局の整備促進を要望し、通信環境の拡充に取り組めます。</li> </ul>
電子自治体の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体クラウドの導入や情報システムの標準化による効率化に取り組むとともに、新たなICT※を導入した行政サービスにより、町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ります。</li> </ul>
携帯電話 不感地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>不感地域への利用可能エリアの拡大に向けて、北海道と協力しながら、携帯電話事業者の理解と参画を求め、不感地域の解消を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	高速でインターネット 接続できる環境	満足 9.3% (10.1%) 普通 41.8% (41.0%) 不満 22.0% (13.2%)	満足と普通の合計を10%以上増加させる。 (現在51.1% → 56.2%以上)



※ICT…Information and Communication Technologyの略で、「情報通信技術」を指す。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。ITとほぼ同じ意味合いをもつが、「Communication」の単語が入っていることから、コンピュータ技術そのものをIT、コンピュータ技術の活用に関するものをICTと区別する場合もある。

## 環境衛生・景観

### 現状と課題

#### 【環境衛生】

本町の廃棄物処理は、「可燃ごみ」は、えんがるクリーンセンターで焼却処理を行い、「資源ごみ」は、遠軽地区広域組合リサイクルセンターで処理しています。「不燃ごみ」は、上湧別一般廃棄物処分場で処理しており、「使用済み小型家電」及び「特殊ごみ」は、町が回収してそれぞれ適切な処分場にて処理しています。

しかしながら、現在運営しているリサイクルセンターの老朽化問題に加え、遠軽町・佐呂間町も廃棄物処理場の残余容量が逼迫していることから、リサイクルセンターの移転更新と新たに遠軽地区広域組合で最終処分場を建設し、管理運営を行う計画となっています。

ごみ処理については、循環型社会への取組みを目指して、町民と事業者、行政とが一体となってごみの減量化、リサイクルの推進を図り、適切なごみ処理と再資源化を進めます。

墓地については、湧別墓地敷地内に、お墓の維持管理や建立が困難な方のために、合同墓を建設いたしました。斎場については、湧別斎場・上湧別斎場ともに建設から40年以上が経過し、建物や設備の老朽化などにより、多くの問題に直面しています。

これらの諸問題を抜本的に解決するためにも、斎場の再整備が必要です。

#### 【公害・景観(空き家)】

一部の心ない人による道路、空き地などによる不法投棄、ドラム缶や地面での野外焼却が後を絶ちません。不法投棄や野外焼却は地域の景観を損なうばかりか、新たな不法投棄の誘発や環境汚染などの原因になります。このため不法投棄や野外焼却などの監視を強化するとともに、廃棄物の適正処理について周知啓発を図っていく必要があります。

環境汚染の未然防止のために、河川、湖沼等の現地調査を行い水質保全を図ってまいりました。引き続き、水質汚濁を防止するため監視体制を維持するとともに自然環境の保全に努める必要があります。

また、近年、人口減少や家族構成の変化などに伴い、空き家等の増加が社会問題となっています。空き家の中には適切な管理が行われず、衛生状態や景観の悪化など周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

こうした中、町では空家等対策の推進に関する特別措置法<sup>\*</sup>に基づき平成31年に策定した、湧別町空家等対策計画により、特定空き家等に対する取組みや解体撤去に対する助成を進めてきました。

今後においても、空き家等は増加していくことが予想されることから、適切な管理がされない空き家を発生させないよう相続や財産処分に関する情報提供を積極的に行い、地域全体で良好な景観づくりに取り組むとともに、利活用可能な空き家の有効活用の手法や解体撤去に対する新たな助成制度創設の検討が必要です。

景観形成の調整に係る新たな問題として、携帯電話会社の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設の増加等に起因する景観上の課題が全国で顕在化しています。町内においても、特に太陽光発電施設については、再生可能エネルギーの普及とともに、様々な場所に建設され、これにより市街地の景観が損なわれ、自然環境への影響が心配される一方で、再生可能エネルギーについては、

<sup>\*</sup>空家等対策の推進に関する特別措置法…適切な管理が行われていない空家等に対し、自治体が撤去や修繕などを命令できる制度。

環境にやさしく脱炭素化に向け普及拡大が求められており、地域との共存が課題となっていて、太陽光発電施設等の建設に関して規制を設ける動きが広がりつつあります。

今後においては、本町においても豊かな自然環境及び安全・安心な生活環境の保全のためのガイドライン等の検討が必要です。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化とリサイクル率の向上が進み、自然環境に配慮した処理がされている。</li> <li>墓地、斎場が整備されている。</li> </ul>
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質が保全されており、不法投棄・悪臭対策が図られ快適な生活環境である。</li> </ul>
景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい自然や景観を保全していくため、全町的な環境美化活動が行われている。</li> <li>景観に配慮した町並みや農山漁村の景観特性を生かした良好な景観形成が保たれている。</li> <li>老朽化した空き家の環境保全や撤去が適正に行われ、町内に景観を損なうような空き家が放置されていない。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
ごみの分別、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別収集の徹底やリサイクルの推進等により、ごみの減量化を進めます。</li> </ul>
ごみ処理施設の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠軽地区広域組合及び構成町と連携し、リサイクルセンターの更新、最終処分場の建設を進めます。</li> </ul>
墓地・斎場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同墓の適切な管理と斎場の統合建替えを図ります。</li> </ul>
ごみの不法投棄、野外焼却・公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄・野外焼却及び公害防止を図るため、町内パトロールや広報活動を推進します。</li> </ul>
景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>町並みの景観を保全するためにエコボランティア<sup>※</sup>制度の普及を推進します。</li> <li>空き家等の適切な管理に関する新たな制度を検討するとともに、所有者や管理者に対し必要な情報を提供します。</li> <li>管理の不適切な空き家等は、必要に応じ特定空き家等に認定のうえ措置を講じることで、生活環境と景観の保全を図ります。</li> <li>太陽光発電施設等の設置に関する新たな基準を検討するとともに、本町の景観特性を生かした良好な景観形成を推進します。</li> </ul>

※エコボランティア…ゴミ拾いボランティア。無料のエコボラシールを個人に配布し、道路等にポイ捨てされたゴミなどを拾ってもらふ事業。



## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	ごみ収集の体制と料金	満足 19.5% (13.6%) 普通 64.5% (64.2%) 不満 10.4% (14.2%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在84.0% → 86.5%以上)
	公害のない暮らし	満足 27.4% (26.1%) 普通 55.0% (52.9%) 不満 12.7% (14.7%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在82.4% → 84.9%以上)
	町並みや景観などの町の風景	満足 12.2% (12.6%) 普通 69.2% (63.8%) 不満 13.5% (15.9%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在81.4% → 83.8%以上)



### 第1章

総合計画の  
策定にあたって

### 第2章

湧別町の現況

### 第3章

基本構想

### 第4章

基本計画

### 附属資料

## 地球温暖化対策

### 現状と課題

本町の基幹産業は第1次産業であり、自然環境を守ることが町の持続的発展に対して最も重要な課題です。

特に近年、酪農における経営規模の拡大により乳用牛の飼育頭数が増加の一途をたどり、そこから発生するメタンガス（温室効果ガス※）の排出が自然界に大きな影響を及ぼし、地球温暖化を加速化させる結果となっています。

そこで、本町においては、令和2年に湧別町バイオマス産業都市構想を樹立し、家畜排せつ物の適正処理と高度利用（バイオガスプラント※整備による消化液※利用等）により脱炭素化を目指すこととしています。

なお、プラント整備により発生するガスについては発電することにより、新エネルギー（地域電力）として化石燃料に代替えることができ、今後様々な用途での利用に期待が持てます。

また、適正な森林保全は二酸化炭素吸収効果を高めることから、伐採跡地の植栽推進、計画的な除間伐事業などを継続して行い、地球温暖化対策を推進する必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
新エネルギーの普及拡大	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物の高度利用により、新エネルギーが公共施設をはじめ、町内全体に普及している。</li> </ul> <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林地未利用材の有効利用により、新エネルギーとして遠紋地域において広域利用されている。</li> </ul>
地球温暖化対策	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物の適正処理及び高度利用により脱炭素化が図られている。</li> </ul> <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素吸収作用の高い森林の保全や自然保護の活動が活発に行われている。</li> </ul>

※温室効果ガス…大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ気体。二酸化炭素やメタンなど。

※バイオガスプラント…家畜ふん尿や生ゴミといった再生可能エネルギーの一つであるバイオマスを嫌気性の微生物が分解することで発生するバイオガスを製造・収集する施設。

※消化液…バイオガスプラントで電力とともに生み出される液状の有機肥料。

## 主要施策

区分	主な内容
新エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物の高度利用による新エネルギーの利用について普及拡大を行います。(水素・メタノール・燃料電池等)</li> </ul>
啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物の適正処理及び高度利用による温室効果ガスの削減及び森林の保全強化による二酸化炭素吸収作用について町民へ啓発します。</li> </ul>
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>町全体のバイオマス<sup>*</sup>賦存量に対する温室効果ガスの削減に向けた調査研究を行います。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	自然保護、温暖化防止、クリーンエネルギーなどの対策	重要 38.1% (34.6%) 普通 46.4% (45.2%) 不要 2.3% ( 3.2%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在84.5% → 87.0%以上)



※バイオマス…再生可能な生物由来の有機性資源。主なバイオマス資源として、家畜ふん尿や林地残材(間伐材など)といったものがある。

## 公共交通

## 現状と課題

地域の公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増し、商店街における空き店舗の急増による中心市街地の空洞化は、住民生活や交通の環境にも大きな影響を及ぼしています。

鉄道、民間路線バスや町営バスなどの公共交通は、町民にとって重要な公共交通手段のひとつですが、自家用車の普及や人口減少などにより年々利用者が減少し続けている状況にあります。

町営バスは町内を移動する老人や学生にとって欠かす事の出来ない移動手段ではありますが、利用者の減少は大きな問題となっています。利便性の維持と輸送コストの削減を図るため、予約便の拡充を図るなど路線の維持が重要です。

乗合ハイヤーは上芭露ー遠軽間、計呂地ー佐呂間間を運行していますが、両区間とも利用者は年々減少している状況です。交通機関の少ない地域にあっては重要な移動手段であることから、今後も路線の維持に努める必要があります。

平成28年11月に、JR北海道が発表した「単独では維持困難な線区」に石北本線が含まれておりますが、道内の鉄道網は中核都市間等を結ぶ幹線ネットワークとして重要な役割を担っています。

そのため、鉄道や民間路線バスを維持するためには、関係自治体との連携が必要であり、国・道及び町による支援のほか、事業者による企業努力などによって、町民の足を確保していくことが必要であり、町民が利用しやすい地域の実情にあった運行や利便性を損なわないような公共交通の仕組みをつくり、生活路線を維持していくことが必要となっています。

また、首都圏との重要な交通手段のひとつであるオホーツク紋別空港の「紋別ー羽田」線は、地域経済はもちろん、観光や地域医療の確保などの観点からも非常に重要な路線であり、住民生活を支える貴重な高速交通手段となっています。そのため、継続して安定した運航が行われるようオホーツク紋別空港の利用率の一層の向上を図るとともに、路線の維持や複便化、さらには現在休止している「紋別ー新千歳」線の運航再開に向けた取り組みが必要です。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
鉄道・町営バス・ 路線バス・ハイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の交通機関との円滑な接続が確保されている。</li> </ul>
航空路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>道央圏や首都圏への移動手段として確保されている。</li> </ul>





## 主要施策

区分	主な内容
鉄道・町営バス・ 路線バス・ハイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿線自治体と連携しながら、JR石北本線の維持・存続に向けた取り組みを進めます。</li> <li>沿線自治体と連携しながら、民間バス会社による生活路線の維持・確保を図ります。</li> <li>町民の日常生活に欠かせない交通手段（町営バス・乗合ハイヤー）を維持します。</li> <li>町営バス車両の計画的な更新を行います。</li> </ul>
航空路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市町村と連携しながら、首都圏を結ぶ航空路線の維持・確保を図ります。</li> <li>関係市町村と連携しながら、道央圏を結ぶ航空路線の再開に向けて取り組みます。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
満足度	公共交通機関（町営バス、路線バス）の利便性	満足 7.4%（7.0%） 普通 44.1%（43.3%） 不満 30.6%（30.6%）	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 （現在51.5% → 54.1%以上）



## 消防・防災

### 現状と課題

本町の消防体制は、遠軽地区広域組合を組織し消防事務が行われており、遠軽町にある消防署通信指令センターで119番通報を一括受信して各出張所に出動指令を行う体制となっています。

湧別町消防団は、1本部と女性分団を含む6分団制（団員数は196名）で構成され、災害時の対応や地域の安全・安心を確保するための重要な役割を担っています。消防団の条例定数は205名となっていますが、社会環境の変化により消防団員数の減少が進んでいる状況となっており、消防団員確保・育成に努める必要があります。また、現在使用している消防車両についても計画的な更新を継続する必要があります。

救急搬送体制については、地域の中核医療機関である遠軽厚生病院の専門医不在などの理由から北見市内の医療機関への長距離搬送が必要なケースが増加しており、患者や救急隊員の負担が大きくなっています。このような状況から救急車両は、運行時の安全と迅速な現場活動を図るため計画的な整備更新が必要です。

防災体制は、地域防災計画に基づき、町民の防災意識の高揚や災害時の出動体制の整備、防災資材の備蓄に努めています。

地域の防災力を強化するため、研修や訓練などを通じて町民の防災知識の普及を図り、防災に対する意識をさらに高めることが重要であることから、今後も自主防災組織の育成や支援を図り、地域での防災対策への取組みに積極的な支援を行うことが必要です。

また、防災用屋外拡声スピーカーや防災サポートメールをはじめとする様々な情報伝達手段の活用により、迅速かつ的確な防災情報を共有し、災害時の出動体制の整備と、町民への危険性の認識や避難行動につながる情報発信が必要です。防災資材は、今後も備蓄品目や備蓄量の見直し検討を行いながら計画的に備蓄していくことが重要です。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
消防・救急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる災害に対して、素早く対応できる消防・救急体制ができている。</li> </ul>
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が発信する防災情報等が町民へ迅速・的確に伝達されている。</li> <li>町民の防災意識が高く、自助・共助・公助のバランスのとれた災害に強いまちである。</li> <li>様々な災害から町民の安全を守るための危機管理体制が整備され、関係機関との協力・連携・支援体制が図られている。</li> </ul>



## 主要施策

区分	主な内容
消防体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠軽地区広域組合の消防団員の確保を支援します。</li> <li>遠軽地区広域組合の整備計画に基づき施設・消防車両の整備を行います。</li> </ul>
救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた救急業務の充実を図るため、教育訓練計画に基づく救急隊員、救急救命士の高度な技術の習得など資質の向上を図ります。</li> <li>遠軽地区広域組合の整備計画に基づき救急車両の整備を行います。</li> </ul>
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・減災に向けた多様な情報伝達手段の確立と防災通信施設の整備・拡充を図ります。</li> <li>町民、地域、行政が協力し、災害に強いまちづくりを進めるため、出前講座や防災学校等による啓発活動の実施のほか、自主防災組織の設立・活動を支援します。</li> <li>地域防災計画は必要な見直しを行うとともに、災害時の出動・避難体制の整備や防災機材の備蓄など、計画に基づいた防災業務を実施します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	消防や救急搬送の体制	満足 21.2%(22.3%) 普通 60.5%(59.6%) 不満 4.5%(4.1%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在81.7%→84.2%以上)
	災害対策の安心感	満足 18.2%(16.1%) 普通 58.9%(60.2%) 不満 12.2%(12.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在77.1%→81.0%以上)



## 交通安全・防犯

### 現状と課題

#### 【交通安全】

現代社会において、車は生活に欠かすことのできない重要な交通手段となっています。しかしながら近年はドライバーによる「踏み間違い」や運転中にスマートフォン等を使用した「ながら運転」、自分勝手な運転が重大事故につながる「あおり運転」などが大きな社会問題となっています。

今後も高齢世帯の増加に伴い高齢ドライバーが増えることが予想されることから、町では交通安全推進委員会や警察をはじめとする関係機関が連携し、交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、地域が一体となって交通安全運動に取り組む必要があります。

#### 【防犯】

振り込め詐欺やSNS\*を利用した詐欺、違法薬物の使用などの犯罪が新聞やテレビなどのニュースで毎日のように報道されています。

これらの犯罪は、すぐ身近に起こりうるものであることを一人ひとりが十分に理解しなければなりません。

犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進するため警察や関係機関と連携し、防犯意識の高揚に努めるとともに防犯パトロールの実施など防犯対策を継続して取り組む必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
交通安全・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての町民が、交通事故や犯罪のない安全・安心な暮らしができるまちである。</li> </ul>

### 主要施策

区分	主な内容
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全意識の向上を図るため、「青空教室」や「セーフティコール」運動を継続して実施します。</li> <li>また、交通安全推進委員会をはじめとする関係機関との連携を強化します。</li> <li>交通環境の向上を図るため、交通安全施設の適正な維持管理を行います。</li> <li>ドライバーの踏み間違い事故の防止を図るため、自動車急発進防止装置の普及（65歳以上）を促進します。</li> </ul>
防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における安全・安心体制の強化を推進します。</li> <li>町内の防犯活動団体と連携した防犯パトロールを継続します。</li> <li>防犯意識の向上を図るため、新たな犯罪手口に関する情報提供や防犯に関する情報発信の強化を推進します。</li> <li>犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護について正しい理解を深め、協力するように呼び掛ける啓発活動を関係機関と連携して取り組みます。</li> </ul>

\*SNS…Social Networking Serviceの略で、インターネット上の交流を通して、社会的な繋がりを構築するサービス。



## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	信号や歩道など交通安全施設の充実度	満足 19.1%(17.1%) 普通 69.9%(69.5%) 不満 5.1%(6.4%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在89.0%→91.7%以上)
	防犯対策の充実度	満足 9.9%(9.4%) 普通 68.6%(66.4%) 不満 5.4%(5.1%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在78.5%→82.4%以上)



### 第1章

総合計画の  
策定にあたって

### 第2章

湧別町の現況

### 第3章

基本構想

### 第4章

基本計画

### 附属資料

## 農業

### 現状と課題

本町の農業は、オホーツク海沿岸部と山間部を中心に酪農・畜産が行われており、内陸平野部では高収益野菜である玉ねぎを中心として、てん菜、小麦、ばれいしょ、ブロッコリーなどが栽培されています。

酪農においては、搾乳ロボット等の先進的技術の導入、哺育育成センターの整備、公共牧場の草地改良により省力化が図られており、畑作については、これまで行われた農地改良、かん水施設、排水施設が整備されたことにより、不安定な天候に左右されず、生産性の向上が図られ作物が安定的に出荷されています。

しかし、昨今、農業を取り巻く環境は日々変化しており、11カ国による環太平洋経済連携協定（TPP11）、日欧経済連携協定（日欧EPA）、TPPを離脱した米国との日米貿易協定の締結、発効により、農業の市場開放、貿易自由化が進められ、農業にとって先の見えない国際化時代が到来し大きな分岐点を迎えています。今後も農業が、安全・安心で良質な農畜産物の安定供給、基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、生産者が将来に希望をもち、安心して経営に取り組めるように、国・道の施策等を活用しながら、生産基盤の整備、多様な担い手の育成・確保、スマート農業<sup>※</sup>の推進、6次産業化<sup>※</sup>等、生産力と競争力の一層の強化に向けた取組みが重要となってきます。

このため、哺育育成センター及びTMRセンター<sup>※</sup>、コントラクター<sup>※</sup>事業の充実、家畜排せつ物処理施設の整備、農地の集積や基盤整備の実施により作業負担の軽減、作業の効率化による安定的な農畜産物の供給を続けていくとともに、良質な飼料の確保や草地改良により乳量・乳質の向上に努める必要があります。

また、農業者の高齢化や後継者対策として、新規就農者の募集及び経営継承事業の実施、ヘルパー組織等の利用促進によりゆとりある時間の創出、生活環境の充実を図ることにより独身農業者のパートナー不足の解消への支援を実施するほか、Uターン・Iターンによる就農促進を図り、活気のある農業を目指します。

そのほかに、家畜伝染病への防疫対策による家畜の安全確保を図るとともに、規模拡大により増加する家畜排せつ物の適正処理と有効活用を行うため、「湧別町バイオマス産業都市構想」に掲げる目指すべき将来像の構築を図り、環境に優しい農業を推進していくことが必要です。



※スマート農業…ロボット技術やICTを活用して省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

※6次産業化…農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1次×2次×3次と掛け合わせることから「6次」という。

※TMRセンター…乳牛の飼料を生産し、地域の酪農家に供給する組織・施設。

※コントラクター…農作業委託。労力負担軽減や機械や施設への投資抑制を図る。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良事業等を活用した基盤整備の推進と家畜排せつ物を活用した土壌づくりが推進されている。</li> <li>経営規模の拡大や経営の安定化が推進されている。</li> <li>計画的な農業用施設の整備と適正な管理がされている。</li> </ul>
農業経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作業受委託事業の支援、後継者対策の推進、新規就農者の受入態勢の整備、支援が行われている。</li> <li>農用地の利用集積の促進、スマート農業の推進による作業の効率化が図られている。</li> <li>関係機関と連携された長期展望を見据えた経営指導体制が整っている。</li> </ul>
農産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌診断による輪作体系が確立されている。</li> <li>農産物の選果と加工を行う農業用施設を活用し、消費者のニーズに対応した安全・安心した農産物が生産されている。</li> </ul>
酪農畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫体制が強化され、生産性の高い経営体制が進んでいる。</li> <li>バイオガスプラントによる家畜排せつ物の適正処理及び消化液による有効活用が図られている。</li> <li>公共牧場等の充実により、酪農畜産経営が安定している。</li> <li>哺育育成センターの整備により、安定した後継育成牛の確保が図られている。</li> </ul>
農村環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者がゆとりを持ち、多面的機能が発揮された農村景観の保持や生活環境の整備などが進んでいる。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の基盤整備を進めるために、土地改良事業を促進します。</li> <li>農地の地力増進を推進し、農作物の収穫増を図ります。</li> <li>計画的な農業用施設の整備と適正な管理を行います。</li> </ul>
農業経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地を集約し作業効率を上げるための農地流動化を促進します。</li> <li>新規就農者対策確保及び後継者育成のため、担い手育成対策を推進します。</li> <li>クリーン農業※、有機農業や農畜産物の加工、直接販売等経営の多角化等の6次産業化を推進し、農業者自ら創意工夫した事業に対し支援を行います。</li> <li>利子補給等の支援により経営体制の強化を図ります。</li> <li>ICTを活用した農業生産の効率化を図るための調査研究に取組み、機器導入を推進します。</li> <li>本町農業経営のあり方を農業関係者と行政が協議する農業振興協議会等の活動を推進します。</li> </ul>

※クリーン農業…堆肥など有機物を使った土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。



豊かな自然と産業がともに息づく  
活力あふれるまちづくり

農産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物選果及び加工施設等の農業用施設の利活用を推進します。</li> <li>高収益作物の作付け奨励を行い所得の増加を図ります。</li> </ul>
酪農畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫対策を強化し、家畜の安全を確保します。</li> <li>バイオガスプラントの整備を促進し、家畜排せつ物の適正処理と消化液による有効活用を行い、環境に優しい農業を推進します。</li> <li>公共牧場等の整備を推進します。</li> <li>酪農ヘルパー等の組織を推進し、農業者の生活環境の充実を図ります。</li> <li>哺育育成センター整備を支援し、安定した後継育成牛の確保を図ります。</li> </ul>
農村環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>独身農業者のパートナー対策の推進や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る共同活動に支援を行い、活力とうるおいが持てる農村づくりを推進します。</li> </ul>

### 施策の評価指標

	評価指標	現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	農林水産業や地場産業の振興対策	重要 43.3%(42.4%) 普通 42.2%(37.2%) 不要 1.5%(1.2%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在85.5%→88.1%以上)





# 林業

## 現状と課題

本町総面積の55%を占める森林面積は27,712haを有し、その内訳は国有林6,214ha、町有林4,195ha、私有林17,303haとなっています。

森林は水源のかん養や山地災害防止機能、生活環境の保全や自然に親しむレクリエーションの場といった多種多様な公益的機能の発揮が求められています。

このため、漁業関係者による植樹活動が毎年実施され、森林を整備することにより豊富な海産物の恩恵を受けています。また、町民を対象とする木育事業を通じ、森林の役割などを理解する場を提供しています。

しかしながら、森林所有者の高齢化や森林の所在地不明などにより、経営意欲の減退を招き山離れが進んでおり、除間伐など保育事業不足の森林が点在している状況であり、森林整備の未実施により、公益的機能の高度発揮に影響を及ぼすことが懸念されます。

このようなことから、保育事業など計画的な森林整備を行い、事業費の負担軽減を図りながら森林の適正な管理及び保全することにより森林機能の充実を図るとともに、森林所有者に対し意識の高揚を促します。

林業従事者については、高齢化や危険なイメージがあり、担い手不足が続いているため、新規林業従事者の確保対策を行うことが重要であります。

私有林においては作業路が未整備な箇所が点在しているため、計画的な森林の整備を実施するためには林道や作業路などの路網を整備する必要があります。

また、林道及び作業路を維持管理することにより効率的な作業が行われるとともに低コスト化が図られます。特に、林道においては路線内にある橋梁の長寿命化に向け定期的な点検を実施します。

町有林については、カラマツやトドマツなどの人工林が主伐期を迎えており、経営計画に基づき伐採し造林や保育事業などを計画的に実施する循環型の森林整備を実践しながら、町の基本財産である町有林を安定した収支経営を図りつつ維持増進に努めています。

温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るために森林環境譲与税<sup>※</sup>制度が実施され、その取組みとして私有林の森林整備や林業労働者の確保対策、町民への木育活動及び木材の有効利用などを行っています。

有害鳥獣による農林水産業被害が続いており、出没も増加傾向にあります。特に近年では、市街地や住宅地までヒグマが出没しており、人への被害が危ぶまれておりますことから鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力を得て銃器及び罠による捕獲を実施しています。また、特定外来生物であるアライグマの出没が確認されていることから、積極的な捕獲に努めます。

しかし、ハンターは年々高齢化しており、会員も減少傾向にあることから、猟友会による捕獲だけでは限界があり被害者自ら自己防衛策として狩猟免許の取得を促進し、積極的に取り入れることが重要であります。

※森林環境譲与税…適切な森林の整備等を進めるために、国から市町村や都道府県に対して譲与されるもの。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備計画に基づき適正な造林や保育事業が実施されており健全な森林となっている。</li> <li>担い手林業労働者が確保され、適切な事業の実施により、森林の持つ多種多様な公益的機能の維持増進が図られている。</li> <li>地域振興に繋がる山づくりが行われている。</li> <li>町有林の適正な森林整備が行われつつ収支経営が図られ、森林機能の維持増進が保たれている。</li> <li>森林環境譲与税を活用した森林整備の推進や町民に対する木育活動、木材の有効利用が図られている。</li> <li>林道及び作業路などの路網が整備され、作業の効率化及び低コスト化が図られている。</li> </ul>
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業被害が減少している。</li> <li>担い手が確保され、緊急出動時でも適正に対応できる体制が整っている。</li> <li>被害者自ら積極的に狩猟免許を取得し、罠による捕獲を実施している。</li> </ul>
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもから大人まで森林の働きなどを理解し、積極的に木育活動に参加している。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
森林資源の保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>私有林の造林事業や保育事業など計画的な事業の実施を推進するとともに、森林環境譲与税を活用し支援をします。</li> <li>町有林は主伐などによる収入により、計画的な造林事業や保育事業を実施し、循環型の林業経営を行います。</li> </ul>
経営基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の効率化及び事業実施のために必要な林道・作業道の整備を行います。</li> <li>林業事業者への研修受講制度などや担い手を確保するための説明会などに対し森林環境譲与税を活用し支援をします。</li> </ul>
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>出動報償及び捕獲奨励金を支給し、捕獲の協力依頼を行います。</li> <li>特定外来生物（アライグマ）の積極的な捕獲を実施します。</li> <li>被害者自ら捕獲するための狩猟免許取得を促し、取得に係る費用を支援します。</li> <li>ヒグマ出没時等の出動体制の整備を推進します。</li> </ul>
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林を利用したレクリエーション及び森林の働きや役割を理解するため、木育事業を行います。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
重要度	農林水産業や地場産業の振興対策	重要 43.3% (42.4%) 普通 42.2% (37.2%) 不要 1.5% (1.2%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在85.5% → 88.1%以上)

## 水産業

### 現状と課題

本町の漁業は、オホーツク海とサロマ湖からの恵まれた水産資源によって長年栄えてきました。

湧別・登栄床・芭露の3つの漁港を中心に、オホーツク海では外海ホタテ・サケ・マス・カレイ・ホッケ・毛ガニなど、サロマ湖では養殖ホタテ・カキのほかにエビ・ウニなどが水揚げされています。

特に、外海ホタテは、オホーツク海沿岸を7海域に分けた漁場で、1年ごとに海域をずらしながら4年周期と3年周期でホタテ稚貝の放流と成長したホタテの漁獲を行う「輪採制」を確立し、計画的に水揚げすることによって漁業経営の安定を図ってきました。

湧別・登栄床漁港では漁港整備から長い年月が経過し、漁港施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化対策として機能保全の措置が講じられてきておりますので、早期の完成が望まれます。

サロマ湖漁港(第1湖口地区)は、オホーツク海沖合操業船の緊急避難やサロマ湖養殖漁業等の前進基地として整備され、世界初のアイスブーム工法によって湖口からの流水流入を阻止することにより、サロマ湖内の養殖施設等への被害が無くなりましたが、湖口の漂砂堆積により浅瀬が形成され漁船の航行に支障を来していることから、漁船の安全性を確保するための施設整備が求められています。

つくり育てる漁業として、サロマ湖におけるホタテ・カキの養殖とホタテ稚貝の生産、湧別川におけるサケ・マスのふ化事業などによる増養殖事業を推進しています。

特に、サロマ湖養殖漁業協同組合が中心となって、サロマ湖内におけるホタテ・カキの養殖許容量の設定、流域地区での植樹活動、湖内・流入河川の環境モニタリング、湖内沿岸清掃を実施し、地域の恵みを次の世代へ継承する取組みを行っています。

このような状況の中、近年、ホタテの小型化、ホッカイシマエビなど一部魚種の資源量の減少、サケ・マスの来遊量の減少、世界情勢の影響による魚価の低迷のほか、燃油・資材の高騰などによって収益率が下がり、漁業経営も厳しい状況にあります。

さらには、近年の気象変動の影響により、湧別川の河口部が閉塞し、サケ・マス増養殖事業にも影響が及んでおります。また、大雨により、湧別川からの出水があった場合には、濁質拡散による沿岸漁場の水産資源損失が懸念されています。

人口減少や高齢化に伴い、働き手不足が深刻化していることから、ICTを活用したスマート水産業\*の取組みを実施し、省人化・省力化を検討するとともに、産地水産物の高付加価値化を図り、他地区との競争力強化を図る必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
生産基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産基盤である漁港やその関連施設の機能が安全で効率的に利用できるよう機能が保たれている。</li> <li>ICTやロボット技術などが活用された高度な衛生基準に適合した水産加工施設が整備され、水産物の高付加価値化が図られている。</li> </ul>

\*スマート水産業…ICT等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業のこと。

豊かな自然と産業がともに息づく  
活力あふれるまちづくり

環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理が適正に行われ、計画的な漁獲と漁場環境の保全が図られている。</li> <li>オホーツク海やサロマ湖と密接につながる森林や河川の継続的な環境保全が図られている。</li> </ul>
経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲量や魚価の低迷、燃油や資材の高騰等の社会的な影響に対応できる経営体質の強化が図られている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
漁港の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産基盤である漁港整備の早期完成を促進します。</li> <li>整備が完了した漁港及びその関連施設の機能が十分に発揮できるよう適正な維持管理を行います。</li> </ul>
増養殖事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的なホタテ稚貝の放流を行い、沿岸漁業の生産維持を図ります。</li> <li>計画的なホタテ種苗の育成とホタテ・カキ・アサリなどの増養殖を進め、資源の保護培養による生産性の向上を図ります。</li> <li>サケ、マスのふ化放流事業の促進を図り、資源の確保を行います。</li> <li>増養殖知識と技術の向上を図るとともに、指導体制の充実強化や資源の調査研究を推進します。</li> <li>バイオガスプラント整備による消化液の活用実験を推進します。</li> </ul>
水産物加工体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲物の鮮度保持と品質・衛生管理の向上を図り、安全・安心な水産物の提供を行います。</li> <li>ICTやロボット技術などを活用した高度な衛生管理が可能な水産加工処理施設を整備し、水産加工品の高付加価値化に取り組み、国内外での販路拡大を図ります。</li> </ul>
漁場環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>オホーツク海とサロマ湖の漁場の環境保全対策を推進します。</li> <li>関係機関、関係団体と連携したサロマ湖内環境保全と豊かな海を育む森づくりを推進します。</li> <li>サロマ湖漁港防氷堤（アイスブーム）の適正な維持管理を図り、流水流入被害を防止します。</li> <li>湧別川河口部閉塞等対策協議会で湧別川河口閉塞等の課題解決に取り組みます。</li> </ul>
経営安定の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同経営体制の充実、漁業管理技術の向上、設備投資の適正化、漁業活動の省力化・効率化による経費削減など経営体質の強化を促進します。</li> <li>外海ほたて操業船を更新し安全で効率的な漁労作業を確保します。</li> <li>次世代の担い手となる後継者育成のため、資格取得費用の一部を助成します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	農林水産業や地場産業の振興対策	重要 43.3%(42.4%) 普通 42.2%(37.2%) 不要 1.5%(1.2%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在85.5% → 88.1%以上)



## 商工業

### 現状と課題

#### 【全体】

本町の商工業事業所数は、平成27年度に381件ありましたが、令和2年度は363件と5年間で18件減少しています。また、商工会員数で比較すると、平成27年度に260名いた会員は、毎年増減しておりますが、令和2年度に242名と18名減少しています。

商工業とも個人事業者や中小企業が多く、後継者不足は深刻であり、業績的に良好な会社でも、働き手、担い手が不足しているなど事業の継続性について不安定要素が大きくなっています。

このため、商工会等関係団体と連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、担い手の育成も推進するとともに、地域の1次産業と工業者の技術力、商業者の販売力を掛け合わせた産業の6次化をさらに進め、付加価値のあるものを全国に売り出すことも必要です。

また、一部の企業では、開発途上国への技術移転のため積極的に外国人技能実習生を受け入れており、それが結果として担い手不足の緩和につながっています。

#### 【商業】

本町の卸売業及び小売業は各市街地を中心に広がっていますが、その事業所数は商工会調べで、平成28年度の102件に対し、令和2年度では93件と減少傾向にあります。これは、消費者ニーズの多様化や高度化が進み、近郊の郊外型大型店やアマゾン、楽天などに代表されるインターネット通信販売等に購買力が流出していることが要因と考えられます。

また、市街地では営業を続けている店舗の間にシャッターが閉まったままの空き店舗が増え、老朽化が進み廃屋同然に放置されている店舗もあり、このまま市街地の空洞化が進めば、町民にとっても利用しにくい、観光客にとっても入りにくい商業店舗となってしまいます。その反面、コンビニエンスストアやチェーン店が点在し、町民にとっては買い物が便利になる一方、町内の商業店舗にとっては競争が激化している状況であります。

地域外への購買力の流出を最低限にとどめるべく、地域密着型の商業サービスの整備、空き店舗を活用したにぎわいのある空間づくり、車社会を反映した駐車場の整備など、既存の商業店舗を含めたまちなかの再生に向けた環境整備も必要であります。

#### 【工業】

本町の工業は、第1次産業と密接な関係を持つ製造業のほか、建設業や運送業が主体となっています。平成30年度工業統計調査によると、事業所数27件、従業員553人、出荷額等17,435百万円であり、平成26年度の統計と比較すると事業所数は4件減、従業員数は108人増加、出荷額はほぼ横ばいとなっており、地域経済に大きな影響をもたらす産業であります。

町の基幹産業と密接な関係にある工業の振興は、地域経済の活性化や就労機会の拡大など、地域の発展に欠かすことのできないものであることから、企業の新規参入や既存企業の規模拡大を促進する必要があります。

なかでも地場資源活用型工業の振興は、今後の地域経済の活性化につながることから、付加価値の高い製品開発等の促進を図る必要があります。

#### 【企業誘致】

企業誘致は、雇用確保や地域活性化に大きな効果があります。現在、既に大規模小売店が町内に店舗を構えている状況であり、町内にある事業所・企業と一部競合が起きておりますが、町民アンケートの結果からも大規模小売店や複合型店舗の進出を望む声はあり、買い物の利便性が高まることは確かです。

今後は、地震や水害が少なく日照時間が長いこと、高速道路の整備やオホーツク紋別空港が近くにあるなど交通網の利便性などを積極的にPRし、新規進出する企業への補助制度に関する情報提供を行う必要があります。

#### 【産業間連携】

町の基幹産業である農林水産業や商工観光業等の産業間における連携を強化するため、平成29

## 第1章

総合計画の  
策定にあたって

## 第2章

湧別町の現況

## 第3章

基本構想

## 第4章

基本計画

## 附属資料

年に湧別町産業間ネットワーク<sup>\*</sup>を設立し、地場製品の付加価値向上や、地域資源を活用した観光振興等を推進してきました。今後においても連携をさらに強化し、6次産業化やブランド化など産業の枠を超えた取組みを推進することにより、第2次、第3次産業の振興を図る必要があります。

また、本町の地場産業の活性化と知名度向上に寄与することを目的に、1万円以上の寄附をいただいた湧別町外にお住まいの方に対し返礼品を贈呈するふるさと応援寄附を平成29年度から実施しています。寄附の件数及び金額は年々増加傾向にあり、今後においても新たな取扱事業者や返礼品を追加し、本町のPRを積極的に行う必要があります。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の経営強化が進んでいる。</li> <li>後継者と担い手の育成確保がなされている。</li> </ul>
商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民が利用しやすく、観光客が入りやすい人の集える商業店舗がある。</li> </ul>
工業の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進技術の導入や効率化が進み、町の資源を生かした工業製品が作られている。</li> </ul>
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の企業と新たに進出した企業が共存共栄している。</li> </ul>
産業間連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業間の連携が進み、第1次産業の生産物が第2次、第3次産業で活用されている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
経営基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営指導體制の強化に対する支援を行います。</li> <li>第3者による継承も含めた後継者の育成に対する支援を行います。</li> </ul>
商業の活性化と企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き店舗の活用を進め、商業店舗の整備を促進するための支援を行います。</li> <li>新規起業者や新たに進出する企業等への支援を行います。</li> <li>ふるさと応援寄附（ふるさと納税）を活用し、町内事業者の商取引の活性化、販路拡大、知名度向上を図ります。</li> </ul>
工業の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進技術の導入や作業の効率化を図るための支援を行います。</li> </ul>
産業間連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業団体による連携体制を強化し、情報共有や情報発信を行うとともに、湧別町のブランドイメージ確立による競争力のある産地づくりや地場製品の付加価値化等による販売力の強化に取組みます。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	買い物の便利さ	満足 7.4%(4.1%) 普通 40.3%(30.1%) 不満 48.4%(60.8%)	満足と普通の合計を8%以上増加させる。 (現在47.7% → 51.5%以上)

<sup>\*</sup>湧別町産業間ネットワーク…湧別町の基幹産業である農林水産業をはじめとした産業間の連携により地域産業と地域の活性化を目的として町内の産業団体と町で構成された組織。

## 消費者保護

### 現状と課題

近年のインターネットの普及により消費者保護の様相は、大きく変化しています。

現在は、子どもを含めた若年層は携帯ゲーム機器を、また、高齢者もスマートフォンを所持することにより、容易にインターネットに接続できるようになっています。

それに伴い、商品や役務の内容、取引方法が多様化・複雑化しており、高齢者や壮年層の健康食品や化粧品の定期購入によるトラブル、インターネット閲覧中に出るポップアップ※画面による架空請求、出会い系サイトの利用に伴う課金、子どもの携帯ゲーム機によるオンラインゲーム※の課金など、違法性の有無を問わず、消費者の知識不足・経験不足につけ込む様々な被害が発生しています。

また、旧来からの訪問販売や電話勧誘による被害も、様々な自然災害など社会情勢の不安も重なり、情報が高度化・複雑化したことで内容がよくわからないまま契約等をしてしまう事例も見られますし、いわゆる振り込め詐欺や架空請求などの特殊詐欺も北海道内では令和元年度においては103件2億9,400万円と被害が依然として続いています。

消費者保護のためには、消費者自らが知識を得て悪質商法や特殊詐欺などの被害にあわないこと、万が一、被害にあったときには、早期に相談して被害を最小限度に抑えることが重要であり、同時に保護者や高齢者の見守りを行う側も、消費者被害がありうることを学んでおく必要があります。

このため、被害やトラブルの未然防止を図り、安心した消費活動が営めるよう、北海道や北海道立消費生活センターと連携して消費生活に関わる的確な情報提供を行い、消費者相談体制の充実に努めるとともに、湧別町消費者被害防止ネットワーク※構成組織の協力を得て、日頃から地域において主に高齢者や若年者を対象として「見守り」「気づき」「通報・対応」機能を高めていくことも必要です。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活に関する情報が十分に得られており、悪質商法や特殊詐欺の被害にあわない。</li> </ul>
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>万が一被害にあった際にすぐに相談ができ、的確な対応により問題が解決できる。</li> </ul>

※ポップアップ…ユーザーがウェブページを表示した際に、ユーザーの意思に関係なく自動的に新しいウインドウが表示される別のウェブページのこと、「突然現れる」「飛び出す」というような意味を指し、クリックすると飛び出すようにウインドウが現れるのでこう呼ばれている。

※オンラインゲーム…インターネットなどの通信ネットワークを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲーム。

※湧別町消費者被害防止ネットワーク…町民を悪質商法や特殊詐欺などから守るために、遠軽警察署と町内の関係機関・団体・企業などが連携し、悪質業者の発見、通報、消費者被害への迅速な対応を行い、消費者被害の未然防止、早期発見、救済を行う組織。

豊かな自然と産業がともに息づく  
活力あふれるまちづくり

## 主要施策

区分	主な内容
啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活に関わる的確な情報を入手し、広報や啓発冊子の配布、パネル展等を通じて町民に提供し、消費者被害やトラブルが身近なものであることを認識してもらうことで、被害の未然防止を図ります。</li> </ul>
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の相談窓口や北海道立消費生活センターを周知し、気軽に消費生活相談ができる体制をつくり、被害発生時の早期問題解決を図ります。</li> </ul>
ネットワーク活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧別町消費者被害防止ネットワーク構成組織内の情報共有と連携により高齢者や若年者を対象とした「見守り」「気づき」「通報・対応」の機能を高めて、消費者被害の低減を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.8%(6.5%) 普通 46.8%(44.1%) 不満 22.0%(25.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在53.6% → 56.3%以上)





## 雇用の確保

### 現状と課題

本町の雇用の場は、農業、漁業に関連する食料品製造業や建設業、運送業等が多くを占めています。近年、基幹産業である1次産業においても法人化、大規模化が進み、また、チェーン店等の進出により家族経営が多かった卸売・小売業等においても、雇用が少しずつ増えている状況にあります。

しかしながら、当町では、1次産業や食料品加工業、建設業など、雇用、求人があっても就業者の確保が難しい業種があり、これは、少子高齢化による労働力人口の減少による直接的な影響と、季節雇用が多いため、若年層が安定した就業先を求めて通年雇用が見込まれる業種を町外に求めざるを得ないものと考えられます。

今後、既存の産業形態、企業形態のままで、季節雇いを通年化することにも限界があるため、既存の産業及び企業の通年雇用化を支援しつつ、地域資源の付加価値化を推進し、通年雇用を可能にすることやこれらに携わる企業を誘致するなど、長期にわたり安定した雇用の機会を確保することが必要となります。

町内に就業先があることを知らないことも多いため、ハローワークや学校、商工会、町内各企業など関連機関・企業との連携のもと、地域産業・企業の魅力を伝え、就業先があることを認知してもらい就労促進に努める必要があります。

併せて、Uターン・Iターンによる町内各産業への新規就業者を増やすため、地域おこし協力隊の活用や奨学金返還支援事業を実施するとともに、大学等との連携により地域で活躍する人材のサポートが必要です。

また、就業先となる町内事業所に魅力ある職場環境を整えていただけるよう、労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた啓発等を行っていく必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>新規企業の参入や既存企業の経営力強化により、雇用の機会がある。</li><li>中・高校生を含めた若者に地域の企業、産業の魅力を伝え、地域の企業等が就業先としての選択肢となっている。</li><li>Uターン・Iターンによる新規就業者を増やすための支援が充実している。</li><li>通年雇用化が進み、安定した雇用先が確保されている。</li></ul>
労働者福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"><li>いつまでも湧別町で働き、暮らしていきたいと思える職場環境が整っている。</li></ul>

豊かな自然と産業がともに息づく  
活力あふれるまちづくり

## 主要施策

区分	主な内容
雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規企業の参入や既存企業の経営力強化により、雇用の安定化が図られるよう支援を行います。</li> <li>季節労働者の通年雇用化を促進し、通年雇用を進める企業を支援します。</li> <li>Uターン・Iターンによる町内各産業への新規就業者を増やすため、地域おこし協力隊の活用や奨学金返還支援事業を実施するとともに、大学等との連携により地域で活躍する人材のサポートを行います。</li> <li>地域の企業や産業を知ってもらい、就業先として選択してもらうため、中・高校生の職場体験や企業説明会等を関係機関と連携して行います。</li> </ul>
労働者福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた啓発等を行います。</li> <li>労働環境、職場環境を整えるための支援を行います。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	仕事や働き口に対する 安心感	満足 6.3%(4.7%) 普通 47.9%(41.3%) 不満 23.8%(30.9%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在54.2% → 56.9%以上)



# 観光

## 現状と課題

本町は雄大な自然環境に恵まれ、約200品種70万本もの花が彩るチューリップ公園、日本最北限の観覧車があるFamily愛Land You、天然温泉のかみゆうべつ温泉チューリップの湯、水芭蕉群生地、キャンプ場、ゴルフ場、さらには2つの道の駅など、観光資源は豊富にあります。

北海道は、海外からの旅行者の人気スポットとして近年その数も増加傾向にあり、本町においてもチューリップフェアへの来場者のおよそ4割を占めるなど、今後も海外からの観光客の誘客推進の取組みが期待されておりました。

しかしながら、新たな観光産業を支える柱として期待されていたインバウンド\*も令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、観光産業はもとより地域経済に大きなダメージを受けました。

このことにより、今後の観光産業における誘客をインバウンド頼りで求めることは期待できないと予想されており、これからは国内旅行者を意識した取組みが必要となります。

近年は、高規格道路の延伸により交通網が整備されたこともあり、旭川・札幌近郊などから自家用車やレンタカーを利用して観光地を訪れる個人客が増えていることもあり、今後は観光客の入込数に満足するばかりではなく、より質を意識した取組みによって観光客一人ひとりとの絆を大切にしていりピーターの獲得を目指すなど、本町の観光資源の特色を生かした事業の展開が必要であります。

また、イベントにおいては、湧別ならではの産業まつりや屯田七夕まつりのほか、全国的にも知名度の高いサロマ湖100kmウルトラマラソンや湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会など、歴史あるスポーツイベントが開催されております。今後もこれらのイベントや地場産品などの観光資源のブランド力を高め、町内における経済循環による観光消費を促進させるとともに、観光振興によって交流人口を拡大し、経済効果を高めることが必要となります。

さらに、観光客誘致のためには、情報発信が極めて重要であり、魅力ある観光資源を時代とニーズに合ったPRにより効果的に推進していく必要があります。観光協会をはじめ関係機関との連携を密にするとともに、広域的な観光圏との連携を強化し、周遊性を高める取組みを推進する必要があります。

観光施設については、多くの観光客が訪れることから、今後も利用者の安全と施設の適正な運営を図るために、計画的な整備・修繕等に努める必要があります。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>四季折々の豊かな観光資源とおもてなしの心の醸成により、魅力的な観光地として国内外から多くの観光客が訪れている。</li> </ul>

\*インバウンド…外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

豊かな自然と産業がともに息づく  
活力あふれるまちづくり

## 主要施策

区分	主な内容
イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧別町ならではのイベントを充実させ誘客を図るとともに、豊富な地場産品などによる観光ブランド力を高めることで、観光客に四季折々の本町の魅力を伝え、賑わいと経済の活性化を図ります。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客の満足度をより一層高めるために、観光施設の整備と適正な維持管理を行います。</li> </ul>
宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット、SNS等を使用したリアルタイムによる情報の発信と内容の充実を図るなど、観光資源の魅力を効果的に発信します。</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興による地域活性化のため、観光協会をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、近隣観光地との周遊性を高める取組みや観光PRを実施するなど、連携を密にした観光振興を図ります。</li> </ul>
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人客の増加に伴い、自然体験事業や各産業と連携した体験メニューの実施など、より質を意識した取組みにより魅力度を高めるとともに、町民とともに地域に愛着や誇りをもって観光客をもてなすまちづくりを進めます。</li> </ul>

## 施策の評価指標

	評価指標	現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	観光施設の整備と観光イベントの充実	重要 31.7% (32.2%) 普通 52.7% (49.3%) 不要 4.4% (4.5%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在84.4% → 86.9%以上)





## 保健・医療

### 現状と課題

#### 【保健事業】

本町では、少子高齢化社会が進行する中で、町民の誰もが住み慣れたまちで安心して自分らしく暮らし続けられる地域をつくるために、疾病の予防や早期発見・早期治療を推進しており、町民の健康を守るために保健・医療の基盤を維持・充実や、総合健診をはじめ各種検診事業や母子保健事業に取り組んでいます。

町民アンケートでの生活面の満足度における「健康診断や病気予防の支援体制」では、満足・普通を合わせて83.3%と前回調査を上回っており、不満においても7.7%と前回よりも少ない結果となり一定の効果が現れています。しかし、健康の増進と発病を予防するためには、従来の早期発見・早期治療にとどまることなく、生活習慣の改善が必要であり、今後さらに、子どもから高齢者まで、町民みんなが支えあって、健康でいきいきと健やかに安心して暮らすことができるまちづくりを目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防対策としては、更なる危機感や感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動の実践に取り組んでいく必要があります。

#### 【母子保健事業】

母子保健事業では、乳幼児期の各種健康診査・健康相談等の他、出産準備金支給事業、不妊治療費助成事業、妊婦健康診査助成事業等の経済的支援を行うことで、母子の健康を守り、安心して子育てができるよう相談・支援体制の整備を図っています。

子育てをめぐる課題として、ハイリスク妊産婦や育児不安のある世帯の増加、身近に育児支援が得られる環境がないなど、地域で子育てを支援する体制の整備が重要となっており、子育て世代包括支援センターを中心とし、関係機関・団体と連携を図りながら、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制の充実を図る必要があります。

#### 【予防接種事業】

感染症を予防するために、疾病に関する正しい知識の普及と予防接種の啓発が重要であり、適切な時期に予防接種を受けやすい環境整備に引き続き努めていく必要があります。

#### 【医療】

町内の医療機関は、町が設置する歯科診療所のほか、厚生クリニック、医療法人の一般病院、個人歯科医院の3つの医療機関が開設しています。

町民アンケートでの生活面の満足度における「病気やケガでの医療機関の充実度」では、不満が44.9%と前回調査を下回っていますが、不満は約半数を占めていますので、住み慣れたまちで安心して適切な医療を受けることができる地域医療の充実・確保に向けた支援を継続して図る必要があります。

また、広域的な医療体制の構築に向けて、特定診療科目の医療体制を整備するための第2次医療圏（遠軽地区）の医療機関に対する支援や町内で対応できない救急医療環境の確保を図る必要があります。

#### 【公的医療保険制度】

国民健康保険事業については、平成30年度から都道府県が財政運営責任主体となり中心的な役割を担う一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を実施し、都道府県と一体となって国民健康保険制度を運営しています。

今後は、安定的な財政運営や効率的な事業実施のため、事務の標準化や被保険者における受益と負担の公平化を進めていくとともに、健康保持増進、医療費適正化のためデータヘルス計画に基づいた効果的な保健事業を実施し、町民が安心して国民健康保険制度を利用できるよう適切な情報提供に努め、円滑な制度運営に取り組む必要があります。

後期高齢者医療制度についても、引き続き円滑な制度運営に努めるとともに、高齢者の理解が得られるよう、制度の周知など適切に対応していかなければなりません。

誰もがいきいきと笑顔で暮らせる  
ぬくもりのあるまちづくり

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の誰もが住み慣れたまちで安心して自分らしく暮らし続けられる地域をつくる。</li> </ul>
医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の誰もが住み慣れたまちで安心して適切な医療を受けることができる。</li> </ul>
公的医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、後期高齢者医療制度などの公的医療保険制度が円滑に運営され、安心して医療を受けることができる。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気の早期発見、早期治療の徹底による健康生活の延伸を図ります。</li> <li>各種検診事業の受診率向上及び検査後のフォローを充実させて、生活習慣病の発症予防を図ります。</li> <li>新型コロナウイルス等の感染症に対する正しい知識の普及と啓発を図るとともに、感染リスクを回避する行動の実践を行います。</li> <li>スポーツ分野との連携を図り、運動やスポーツを取り入れた町民の健康づくりを促進します。</li> <li>母子保健サービス、子育て世代包括支援センター機能の充実により、妊娠・出産・子育てを支援し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。</li> <li>予防接種の重要性の啓発と予防接種が受けやすい体制整備を図ります。</li> </ul>
地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元医療機関の医療設備の充実のために支援し、地域医療の確保を図ります。</li> </ul>
広域的な医療体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急の確保のため、広域医療圏の医療環境向上やドクターヘリ運航について継続支援します。</li> <li>救急医療や特定診療科目の医療確保の支援を近隣市町村と連携し広域で行います。</li> </ul>
公的医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者の実情を正確に把握しながら、保健事業、保険税(料)の収納率の向上など地域におけるきめ細かい事業を推進し、円滑な制度の運営を図ります。</li> <li>国民健康保険及び後期高齢者医療保険の制度内容の広報活動、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	病気やケガでの医療機関の充実度	満足 6.9%(5.1%) 普通 42.1%(39.6%) 不満 44.9%(47.4%)	満足と普通の合計を8%以上増加させる。 (現在49.0%→52.9%以上)

# 子育て支援

## 現状と課題

### 【全般】

近年の子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長します。全ての子育て家庭を対象にこうした「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

### 【幼児教育・保育】

本町には、町立の認可保育所4カ所、へき地保育所（休所中）1カ所、私立幼稚園が1カ所あり、これらの施設で町内の就学前児童の教育・保育を担っています。町立保育所の老朽化、児童数の減少や多様化する教育・保育ニーズに対応できる幼児教育・保育施設の整備、町の就労人口の減少、女性の就業希望の高まり等により、低年齢児童の保育利用希望が高まっています。多様な幼児教育・保育の要望に対応するため、老朽化した保育施設の改築、児童数の減少に対応した教育・保育施設の整備、財政負担を抑制した幼児教育・保育施設の運営、多様な教育・保育ニーズに対応した、保育時間の延長、一時保育の提供など保育サービスの充実が課題となっています。

### 【切れ目のない子育て支援】

本町は、多様な子育てニーズに対応するため、母子保健事業と子育て支援事業の相談窓口を一元化し、妊娠、出産、子育ての総合的な窓口となる子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援センターと連携して、子育て家庭への支援を進めています。妊娠・出産に係る健康診査の受診勧奨や赤ちゃん訪問等を通じて、それぞれの段階における保護者の悩みに的確に対応する体制の構築が課題となっています。

### 【仕事と家庭の両立支援】

子育て世帯が仕事と家庭を両立できる働きやすい子育てしやすい環境づくりのため、本町では、放課後児童クラブを湧別・中湧別の2カ所で、子どもの居場所づくり事業を芭露、上湧別、開盛の3カ所で実施し、児童に適切な遊びを提供し健全な育成を図っています。放課後等の児童への健全な遊び、居場所の提供を継続することに加え、保護者の様々な働き方や子育て家庭の生活実態に応じた支援の拡大が課題となっています。

### 【子育て世帯の経済的負担の軽減・子どもの貧困対策】

本町では、国・北海道の制度を活用した3歳以上児、3歳未満児の第2子以降の入所児童の保育料無償化、町独自に幼児教育・保育施設での3歳以上児の副食費無償化、北海道の制度に本町独自の助成の上乗せによる高校生以下の子どもの医療費を無料化などによる子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。アンケート調査においては、保育料・給食費の軽減など、子育て世帯の経済的負担の軽減を望む意見があり、現状の取り組みを継続することに加えて、さらなる支援拡大が課題となっています。

### 【児童虐待防止対策】

本町においても、児童虐待等の事案が発生している状況にあります。子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応を図るため、要保護児童地域対策協議会を活用しながら、関係機関情報交換を行い要支援児童等に係る支援内容を協議し、養育支援訪問事業を活用するなどして、要支援児童への適切な支援を行うことができる体制づくりが課題となっています。

## 【結婚支援】

若者の結婚に対する価値観の多様化により、未婚化、晩婚化が進んでいます。若者が希望する結婚を叶えられるように、結婚に伴う新生活の支援を行うことができる体制づくりが課題となっています。

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程が支援される体制が整っている。</li> </ul>
幼児教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズに合った幼児教育・保育サービスが提供されている。</li> </ul>
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期、出産直後、子育て期に総合的な支援が提供されている。</li> </ul>
仕事と家庭の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯が仕事と家庭を両立できる環境が整っている。</li> <li>放課後等に児童への適切な遊びや居場所が確保されている。</li> </ul>
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが安心して幼児教育・保育、医療サービスの提供を受けることができる環境が整っている。</li> </ul>
児童虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援児童への適切な支援を提供できる環境が整っている。</li> </ul>
結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の交流の場や機会を設定するなど、出会いから結婚に繋がる環境が整っている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センターを中心として、身近な相談場所としての子育て支援センターとの連携を図りながら、地域における、妊娠前から子育てに至るそれぞれの段階における保護者の悩みに的確に対応し、必要な情報を提供する体制づくりを進めます。</li> </ul>
幼児教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内全域を枠組みとした保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の民間活力の導入による効率的な運営の推進、老朽化した保育所の計画的な整備、幼児教育・保育の担い手となる保育士等の人材の確保、様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育の提供を進めます。</li> </ul>
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳以上児童の保育料無償化、3歳未満児の第2子以降の保育料無償化、保育所・幼稚園に在籍する3歳以上児童への給食(副食)費無償化、乳幼児等医療費助成事業により子育て世帯に対する経済的負担の軽減を進めます。</li> </ul>
仕事と家庭の両立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の協力による子育てに向けた、事業主の取組みを多方面から支援するとともに、様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、多様な保育体制の提供、児童センター・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の提供を進めます。</li> </ul>
児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童地域対策協議会を活用し、養育支援訪問事業などにより、要支援児童への適切な支援を進めます。</li> </ul>



子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貧困状態にある子どもや保護者の声を受け止め、各種支援につなげるため、「相談支援」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」の取組みを進めます。</li> </ul>
結婚支援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 若者が希望する結婚を叶えられるように、結婚に伴う新生活の支援等を進めます。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値 (前回の値)	目標値 (令和13年度)
満足度	保育所や子育て支援制度の充実度	満足 12.4% ( 8.8%) 普通 52.0% (50.2%) 不満 6.2% ( 8.4%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在64.4% → 67.6%以上)



## 食育

### 現状と課題

食をめぐる社会情勢の変化としては、本町においても高齢化が早いペースで進むとともに、核家族化の進行や単独世帯の増加といった動きが見られています。このような社会情勢の変化の中、近年では外食といった食の簡便化・外部化が進展・定着してきており、食料消費支出における食の外部化率は年々上昇傾向で推移しています。

近年の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。この傾向は、本町においてもみられており、適切な対応が必要とされています。

家庭における食事の重要性については、先にも述べた食の外部化と共働きの増加に伴い、家庭で調理することが少なくなり外食や出来合いの料理で済みます家庭が多くなっています。

家庭で調理することは、直接食材と触れ合う機会を持つだけでなく、マナーをはじめとする食に関する様々な体験をすることで、「食」について興味・関心を持ち、健全な食生活を送ることにもつながります。また、出来上がった味に頼らない食材本来の味がわかるといった味覚を形成することも家庭における一つの役割だと思われます。また、家庭の食事や学校給食を通じ、食に関する基本的な知識や望ましい食習慣を身に付け、自らの健康について考え、体験学習などを通して食の大切さを学ぶことが大切です。

食育※・地産地消に対する理解と取組みについては、本町においては、関係する機関・団体などが既に食育や地産地消の推進に取り組んでおり、周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、それぞれが連携した活動をすることによりこれまで以上の推進が図られると考えます。

本町の食育については、本計画と「第2期湧別町食育推進計画（令和3年度～令和7年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体によい食品の適切な選択を実践し健康な食生活を実現している。</li> <li>• 食べものの大切さを知り、作られる過程などを理解し、心豊かな食生活を実現している。</li> <li>• 学校の体験学習や親子体験を通じて、地域の産業について理解が深まっている。</li> <li>• 地産地消の大切さを知り、本町で生産された豊富な食材を生かした湧別らしい食生活を実現している。</li> </ul>

※食育…生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や学習等の取組みをいう。

## 主要施策

区分	主な内容
食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の役割と重要性について、情報提供や料理教室等を通じた普及啓発を図ります。</li> <li>家庭科や総合的な学習の時間などにおいて、調理実習、学校菜園などの体験を重視した教育活動を推進し、児童・生徒が栄養バランスや食の生産に対する関心や理解を深めます。</li> <li>農業漁業関係団体や商工団体などと連携し食育に取り組むことで、地産地消や地域の活性化を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

	評価指標	現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
全国学力学習状況調査	朝食を毎日食べている児童生徒(毎日・どちらかといえば毎日食べている)	小6 96.8%(89.9%) 中3 94.7%(92.3%)	小学6年生、中学3年生ともに100%
国民健康保険法定報告	BMI値(肥満度指数)が25以上(肥満)の人の割合	成人(40～74歳) 36.4%(31.8%)	32.8%未満(10%減)



## 社会福祉

### 現状と課題

#### 【地域福祉】

少子高齢化の進展や生活様式・価値観の多様化、生活不安の増大など、地域福祉を取り巻く環境が複雑化する中で、核家族化の進行、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、住民関係の希薄化や個人情報配慮などから、家族や地域で支え合う意識が低下し、加えて地域福祉の担い手不足など、これまで地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。

誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するため、公的な支援（公助）だけでなく、自らの努力（自助）と地域住民の助け合い（共助）、これら3つが相互に補い合い、社会的・経済的に弱い立場にある高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭などへの支援をはじめ、地域の将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを推し進めることが重要です。また、こうした人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域におけるつながりや支え合い（互助）を強め、行政や地域住民、社会福祉関係者、ボランティア団体等がそれぞれの役割を果たし、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町の地域福祉については、本計画と「湧別町地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

#### 【障がい者福祉】

障がいのある方が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活するためには、身近な場所において必要とする障がい福祉サービスや支援を受けつつ、障がいのある方の自立と社会参加の実現を図っていくとともに、地域の人たちの障がい者に対する正しい理解を深めることが重要です。

町民アンケートでの生活面の満足度における「障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制」では、「満足」が前回調査の5.6%から6.9%へ微増、「不満」が16.7%から12.7%へと4%減少し、前回と今回の調査結果を比較しても、若干ではありますが、障がい者を取り巻く環境の改善が着実に進んできていると思われれます。

近年、障がいのある方の高齢化や重度化が進み、それに伴う家族の介護面の負担も大きくなってきており、障がいのある方やその家族も安心して生活し続けることができるよう、障がいのある方のニーズや実態に応じたサービスの提供、相談体制の充実、地域の支援体制づくり、差別解消や権利擁護のための普及啓発活動が必要です。また、現在、町内において運営されているサービス提供事業者との連携や支援など、より一層の充実が求められています。

本町の障がい者福祉については、本計画と「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」「湧別町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）」と整合性を図りながら推進していきます。





## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安心して暮らし続けられる環境が確立されている。</li> <li>地域におけるつながりや支え合いが強く、地域や関係機関の連携が図られている。</li> <li>ニーズに合った福祉サービスを受けることができる。</li> </ul>
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方の自立と社会参加の実現が図られている。</li> <li>地域の人たちに障がい者に対する正しい理解が深められている。</li> <li>障がい者のニーズや実態に応じたサービスの提供、相談体制の充実、成年後見制度の利用促進、地域の支援体制づくりが図られている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、お互いに支え合うネットワークづくりを推進します。</li> <li>地域におけるつながりや支え合いが強化できるよう地域ボランティア組織等への支援、その活動を支える人材の確保と育成を図ります。</li> </ul>
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方が安心して生活できるよう自立と社会参加の実現を図ります。</li> <li>障がい者のニーズや実態に応じたサービスの提供と地域の支援体制づくりを図ります。</li> <li>相談支援事業所との連携を強化し、障がい者が気軽に相談でき、必要とする支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。</li> <li>障がい者の差別解消や権利擁護のための普及活動を推進します。</li> <li>障がいのある方が安心して生活できるよう、障がい者に対する成年後見制度の活用促進に努めます。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.8% (6.5%) 普通 46.8% (44.1%) 不満 22.0% (25.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在53.6% → 56.3%以上)
	障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制	満足 6.9% (5.6%) 普通 47.9% (48.1%) 不満 12.7% (16.7%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在54.8% → 57.5%以上)

## 介 護

### 現状と課題

本町における65歳以上の高齢者の占める割合は、令和2年1月時点で既に39.3%に達し、全国(28.5%)、全道(31.7%)の数値を大きく上回っている状況にあり、さらに増加して40%を超えることが予測されています。

高齢化率の高い本町では、これまで特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウス等の施設整備を積極的に推し進めてきたことにより、特別養護老人ホームの充足率(人口に対しての定員数の割合)がオホーツク管内でも上位に位置するなど充実した施設環境にあり、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護・福祉サービスの提供に努めています。

今後も要介護者数が高止まりする中、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び支援が包括的に支援される体制(地域包括ケアシステム)の構築、合わせて認知症高齢者等に対する早期診断や家族への支援、地域の見守り体制づくりが必要となります。また、生きがい対応型デイサービス事業や介護予防事業による高齢者の体力向上のための運動指導や閉じこもり防止、認知症の予防や支援、これらの充実を図るためには、引き続き民生委員や社会福祉協議会、福祉会などの関係機関との連携が欠かせません。

介護給付費が多額になる中、高齢者福祉政策の根幹を成す介護保険事業の安定した財政運営は必要不可欠であり、そのためにはできる限り要介護状態にならないように防ぐとともに、介護サービスの適正化等の対策を強化していく必要があります。

### 10年後のめざす姿

区 分	め ざ す 姿
高齢者・介護福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が構築され、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができる。</li> <li>高齢者を支える地域の多様な生活支援・介護予防サービスに対応する多様な主体による生活支援サービスが充実していて、地域で支え合える体制が確立している。</li> <li>ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加が促進されており、高齢者が活動的に生きがいを持って生活できる地域が実現している。</li> <li>介護サービス提供体制の整備等の促進、介護人材の確保・育成、業務の効率化及び質の向上が図られ、介護サービス基盤が安定・充実している。</li> <li>「在宅医療・介護連携」体制が整備され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、地域で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に享受できる。</li> <li>認知症の人が安心して生活できるよう地域の見守り体制や認知症サポーター等による支援の仕組み、成年後見制度の利用促進などの地域における支援体制が整備されている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
地域包括 ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を推進します。</li> <li>• 支え合いの地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターを中心としたボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの開発・支援を図ります。</li> <li>• ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を促進し、活動的で生きがいを持って生活できる地域づくりを目指します。</li> <li>• 地域包括支援センターは、高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な助言・支援を行います。</li> <li>• 地域包括ケア会議を定期的に開催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者の生活を地域全体で支援します。</li> </ul>
在宅福祉と 介護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中長期的な人口構造の変化を見通しながら、老朽化した施設の更新や必要な修繕を計画的に行うとともに、特定施設入居者生活介護等も含めた必要な介護サービスが提供されるよう効果的な介護基盤整備を行います。</li> <li>• 在宅サービスの充実を図る観点から、在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスの充実を図ります。</li> <li>• 介護のために離職等せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる「介護離職ゼロ」の実現を目指すなど、家族介護負担の軽減に向け、家族介護支援事業に加え、人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上を図ります。</li> <li>• 退院支援、看取り、認知症の対応力強化、感染症等の様々な局面において、地域で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる仕組みである「在宅医療・介護連携」の体制整備を図ります。</li> <li>• 認知症への理解を深めるための普及・啓発、予防、早期発見・早期対応、認知症バリアフリー等を推進するため、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。</li> <li>• 生計困難者等に対するサービス利用時における負担軽減の支援を行います。</li> </ul>
高齢者の健康保持 と介護予防の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域支援事業を活用し、多様な介護予防・生活支援サービスの拡充を図り、一般介護予防事業等も併せながら、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の積極的な取組みを推進します。</li> <li>• 高齢者がいつまでも自分らしく自立した生活を継続できるよう介護予防教室を実施します。また、介護予防に対する意識を高めるための普及・啓発活動を行います。</li> <li>• スポーツ分野との連携を図り、運動やスポーツを取り入れた介護予防を促進します。</li> </ul>

誰もがいきいきと笑顔で暮らせる  
ぬくもりのあるまちづくり

介護保険事業の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護保険事業会計の健全化・安定化のため、介護予防の推進や介護保険サービス供給量に見合った保険料設定を行います。</li> <li>• 制度内容の周知、相談体制の充実を図ります。</li> <li>• 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施を図るとともに、関係部局と連携して、必要な物資の備蓄・調達、ICTを活用した業務のオンライン化の推進など、災害や感染症対策に係る支援・応援体制の整備を図ります。</li> </ul>
---------------	--

### 施策の評価指標

評価指標		現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
満足度	老人ホームやデイサービスなど老人福祉施設	満足 9.4% ( 8.1%) 普通 49.7% (45.5%) 不満 18.4% (19.7%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在59.1% → 62.1%以上)
	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.8% ( 6.5%) 普通 46.8% (44.1%) 不満 22.0% (25.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在53.6% → 56.3%以上)





## 学校教育

### 現状と課題

近年、人口減少・少子高齢化が進む中、国際化や情報化が著しく進行するなど、子どもたちを取り巻く環境は急速に変わろうとしています。

学校現場においては急速な社会状況の変化とともに、グローバル化の進展や最新テクノロジーを活用した社会Society5.0\*時代の波が押し寄せ、それを実現するための人材育成が非常に重要になってきています。

今、教育に求められているものは、大きな環境変化を柔軟に受け止め、自ら判断し行動できる「生きる力」を持つ人材育成です。大きく変化し続けるこれからの社会をたくましく生き抜き、夢や課題に、新たな発想で挑戦できるよう、児童生徒の個々の能力を引き出しながら確かな学力の育成を図るとともに、思いやりのある心、ふるさとに愛着を持つことができる人間性を育むことが必要です。

平成30年4月に開校した義務教育学校「芭露学園」の教育効果を検証したところ、9年間一貫した教育目標のもと、1年生から専門科目教員が指導する教科担任制導入や複式学級を解消した授業方式を取り入れることで、学習の理解力が深まり個々の能力向上など多くのプラス効果を確認しました。今後は義務教育学校制度を、本町が目指す小中一貫教育の核となるものとして、湧別地区並びに上湧別地区の義務教育学校の開校に向け計画に基づき進めていきます。

学校は、子どもたちにとって未来の社会に向けた準備段階としての場であると同時に、現実の社会との関わりのなかで、毎日の生活を築き上げていく場でもあります。学校施設の特性に応じた長寿命化計画(個別施設計画)に基づき計画的に施設の改築及び保全対策を実施する必要があります。また、小中連携教育の重要性が増しており、義務教育学校による小中一貫教育の推進が必要であることから、児童生徒数等の将来設計と学校施設の状況を見据えながら、小・中・義務教育学校適正配置計画に基づき施設整備を実施する必要があります。

確かな学力を育む教育の推進のため、学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導方法の改善や充実を図るとともに家庭や地域との連携を一層強化するなど、これまでの取組みの継続と徹底を図るとともに、その質を高めながら総合的な学力向上に努める必要があります。

新学習指導要領においては、情報活用能力の育成のためのコンピュータを活用した学習活動の充実について、新たに盛り込まれました。また、すべての児童生徒に対し質の高い教育を実現することを目指し、遠隔教育の推進により、小規模校や複式学級など様々な状況に対応した教育の充実と、校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人ひとりが自らの強みと個性を発揮し、学校ICT\*を利活用した質の高い指導が行えるよう新たな学習スタイルを導入することや新型コロナウイルス感染症等蔓延による危機事象時においては学びを保障するため、オンラインに接続された1人1台タブレットを利用して、外出が制限される中でも授業が行えるオンライン授業\*を遠隔授業の一環として推進していく必要があります。また、先端技術の活用ができるよう教職員に対する効果的な研修方法の開発に努めていく必要があります。

\*Society5.0…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。

\*学校ICT…ICT(情報通信技術:Information and Communication Technology)とはパソコンだけでなくスマホやタブレットなど様々な機械で情報交換する技術。学校ICTとはICTを使用して学校で行う教育活動の総称。

\*オンライン授業…インターネットを利用して行う遠隔授業のこと。

いじめ、不登校などの子どもを取り巻く多様な問題が発生している中、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域住民、行政その他関係機関が相互に連携協力して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応や不登校児童生徒への支援に取り組む必要があります。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）\*については、令和元年度までに町内全ての学校に設置しました。今後は地域と学校間の連携を基本とし、町内の各学校運営協議会が横断的な交流や情報の共有を図り、各学校における様々な課題を学校と地域が協働して解決できるよう支援していく必要があります。

障がいが多様化する中で、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は増加しています。障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適正な支援が受けられるよう、特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対応しながら、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、自立と社会参加を促進するために、特別支援教育の充実を図る必要があります。

本町は、平成17年度から全道初の旧湧別町と旧上湧別町による行政枠を超えた中高一貫教育が導入され、計画的かつ継続的なSTCキャリア教育\*といった特色ある教育が展開されており、さらに連携が深まり特色ある教育の推進が図られるよう支援の拡大が必要となっています。

本町の唯一の道立高校である湧別高等学校は、今後も存続対策について支援するとともに、より魅力ある学校づくりのための方策や保護者負担の軽減を図るなど支援が必要です。

本町の地域の課題解決及び活性化を図ることを目的として連携協定を締結した北海道大学と協力しながら、特色ある教育、魅力ある学校づくりを推進していく必要があります。

学校現場での働き方改革については、平成30年度に策定した「湧別町アクション・プラン\*\*」に沿って、学校の働き方改革を進め、教員の長時間勤務の縮減を実現し、教員の生活の質と教職人生を豊かにすることで、専門性や人間性を深め、子どもたちに対して効果的な教育活動が行えるよう取組みが必要です。また、教職員の部活動指導等への勤務時間削減が図られるよう、部活動指導員の積極的活用を図る必要があります。

学校における、子どもたちの教育を担う教職員の住宅は、定期的な人事異動が行われる小・中・義務教育学校の教職員には、欠かすことのできないものです。そのため、教職員住宅の適切な維持整備を継続する必要があります。

近年、少子化による生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることから、複数校合同チームでの大会出場を可能とする「オール湧別方式（学校間連携方式）」を活用した合同部活動の推進を図る必要があります。

令和2年度より小学校第5・第6学年において、年間70時間の教科としての外国語教科（英語）が始まり、小学校第3・第4学年でも年間35時間の外国語活動（英語）が必修化されました。そのため、小学校への外国語指導助手の配置の充実が必要です。

学校給食においては、給食メニューに地元の食材を積極的に取り入れるとともに、給食センターの維持補修を計画的に実施する必要があります。

\*学校運営協議会（コミュニティ・スクール）…学校や保護者と地域の方が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組み。

\*\*STCキャリア教育…生徒一人ひとりの生き方やあり方を見つめ、職業感を育む取組み。

\*\*\*湧別町アクション・プラン…町内全ての学校において、働き方改革を行うため、教職員の時間外勤務等の縮減や外部人材の活用に向けた取組みの方向性を示したものの。

## 10年後のめざす姿

区 分	めざす姿
小中義務教育学校 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒一人ひとりが、確かな学力と豊かな感性を身に付けることができる教育活動が行われている。</li> </ul>
情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>Society5.0時代の到来を見据え、高度な情報社会に主体的に参画する人材育成が行われている。</li> </ul>
高等学校教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある教育を展開する高等学校が町内にある。</li> </ul>
教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が安全・安心に教育を受けることができる施設が整備されている。</li> <li>計画的な長寿命化改修と適切な維持管理が行われている。</li> </ul>

## 主要施策

区 分	主な内容
確かな学力を育む 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得等学習内容の確実な定着を図ります。</li> <li>児童生徒の学力向上を目的に専門知識と経験を有する職員を指導室に配置し、様々な取組みを通して指導助言を行い児童生徒の学力向上の推進を図ります。</li> <li>北海道大学の協力を得ながら、特色・魅力ある学校づくりを推進します。</li> <li>新型コロナウイルス感染症等新たな危機事象の対策を徹底したうえで、子どもたちの健やかな学びの保障の充実を図ります。</li> </ul>
教材・教具及び情報 機器の整備・更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な整備・更新を行います。</li> <li>学校ICT環境を効果的に活用した教育指導と学校ICTを活用した遠隔教育の環境整備や実施体制の充実を図ります。</li> </ul>
就学援助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学援助制度を周知し、経済的に就学困難な児童・生徒に対し、就学援助を行います。</li> </ul>
特別支援教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育支援員を配置し、障がいのある児童・生徒に対する支援の充実と、障がいのある児童・生徒のための修学指導を行います。</li> <li>一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対しては、通級指導教室による修学指導を行います。</li> </ul>
児童・生徒の 健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、学校、地域の連携を密にし、指導の充実を図ります。</li> </ul>
教育施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した校舎等の改築または大規模な改修を行います。</li> <li>施設の維持補修を計画的に実施します。</li> </ul>
適正配置と 小中一貫教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の学校の在り方を検討し、小中一貫教育の推進を図るため、湧別地区義務教育学校による教育活動の推進と、上湧別地区義務教育学校の計画的配置に向けた取組みを推進します。</li> </ul>
教育アドバイザー 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ、不登校等に適切に対応するため、教育アドバイザーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。</li> </ul>



豊かな心とふるさとを愛する  
心を育むまちづくり

国際理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語指導助手の招へい事業を推進し、英語の語学力向上と情報化・国際化への適切な対応を推進します。</li> <li>SDGsに関連したテーマの学習を授業に取り入れます。</li> </ul>
教職員住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員住宅の適切な維持整備を行います。</li> </ul>
中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧別高等学校と町内中学校・義務教育学校との中高一貫教育による連携を一層深めます。</li> <li>中高一貫教育で行う連携事業の目的と成果を評価して、事業の見直しを行います。</li> </ul>
湧別高校存続対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧別高等学校の存続対策事業を継続するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを支援します。</li> <li>湧別高等学校の存続対策を町全体が一体となって推進していく必要があることから、学校・町民・団体・行政が連携し取組みを進めます。</li> </ul>
学校の働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>「湧別町アクション・プラン」に沿って学校の働き方改革を進め、子どもたちに対して効果的な教育活動が行えるよう取組みを進めます。</li> <li>部活動指導員の積極的活用を図ります。</li> </ul>

### 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	学校や教育施設の充実度	満足 8.8%(6.8%) 普通 54.0%(53.1%) 不満 11.3%(11.4%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在62.8% → 65.9%以上)
	子どもの進学や就職への安心感	満足 4.7%(2.9%) 普通 41.6%(36.6%) 不満 24.0%(27.7%)	満足と普通の合計を8%以上増加させる。 (現在46.3% → 50.0%以上)





## 社会教育

### 現状と課題

人口問題やグローバル化など、町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。これにより地縁によるコミュニケーションの機会は減少し、人間関係は希薄化しています。これら地域課題や身近な生活課題の解決に向けた町民の主体的で組織的な学習行為を社会教育活動といいます。ライフステージ<sup>※</sup>や分野に応じて様々な学習ニーズを持ったこの社会教育活動を奨励し、支援するのが社会教育行政の役割です。

社会教育による学習行為は、それ自体、地域の人と人との絆を強め、多様性を認め合う効果があることから、個人の教養を高めるのみならず、青少年の健全育成、家庭教育支援<sup>※</sup>、コミュニティ形成、防犯、防災、環境、高齢者福祉、障がい者福祉といった地域社会が抱える問題の解決や新たな価値の提案に貢献する力があります。

このような学習行為が生涯にわたって行われ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現が望まれています。

青少年については、地域資源や人材を活用した様々な体験活動の機会を設けることにより、地域の誇りや絆を育むことが重要です。また、家庭教育支援については、家庭が孤立しやすい状況にある中、家庭教育支援の大切さを地域全体で理解し、保護者同士の交流と地域の教育力向上を図る必要があります。

成人期においては、職業上の知識・技能の習得に重きが置かれる中、経済活動の訓練の延長として、NPO<sup>※</sup>や実行委員会などの組織運営の中核的人材として活躍が期待されます。高齢期においては、健康や体力づくりといった自立のため、さらには豊かな経験を伝える機会の充実が望まれます。

社会教育基盤の整備に関しては、安全で利便性の良い社会教育施設の維持管理や計画的な改修、長期的な視野に立った効果的な施設のあり方について検討が必要です。また、町民の意見を施策に反映させる仕組みの確保と同時に、民主主義による議論の実践の場として、社会教育委員制度の活用を図ります。さらに、新たなコミュニティづくりに向けては、文部科学省が進める地域学校協働活動<sup>※</sup>などの施策の活用について今後見極めていく必要があります。

地域に人が集まるためには、今までにも増して「楽しい」、「役に立つ」などの価値と意味が求められます。今後も、芸術文化・図書館・博物館・文化財・スポーツの各領域を含む、社会教育中期（5年）計画及び社会教育単年度計画を策定し、それに沿って様々な方法で学習意欲を喚起することで、社会教育活動が円滑に実施されるよう環境醸成を図って行くものです。

※ライフステージ…年齢にともなって変化する生活段階のこと。

※家庭教育支援…保護者が子どもに対して一義的な責任を負う家庭教育は、子どもが自立心・自制心、倫理観やマナーなどを身につけるうえで重要であり、この家庭教育を、保護者に対する学習機会の提供などの方法によって、地域とのつながりの中で教育行政が支援すること。

※NPO…Nonprofit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動や慈善活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

※地域学校協働活動…地域と学校が連携協働しながら、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、幅広い地域住民等の参画により、地域住民の生涯学習に資する活動。地域のつながり・絆を強化し活性化を図る。

豊かな心とふるさとを愛する  
心を育むまちづくり

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多くの人がそれぞれの発達段階に応じて社会教育活動に取り組み、地域課題の解決や新たな価値の提案が進められる。</li> </ul>
社会教育団体の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 団体・サークルが自立を目指して活発に活動するとともに、指導者の養成が図られている。</li> </ul>
社会教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町民のニーズに応じた、利便性の高い施設運営と計画的な改修が行われている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町民の主体的な社会教育の活動を奨励し、支援を行います。</li> <li>• 少年教育・家庭教育支援としては、地域の資源や人材を活用した様々な体験活動の提供や、保護者同士の交流機会の促進を図ります。</li> <li>• 成人教育としては、各種講座、教室など学習機会の提供により、主体的な学びとその組織化に向けたきっかけづくりを行います。</li> <li>• 高齢者教育としては、健康や体力づくりといった自立や社会参加の機会提供を行います。</li> </ul>
社会教育団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会教育団体、サークルなどの自主的な活動を支援します。</li> </ul>
社会教育施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町民ニーズを踏まえながら、社会教育施設の効果的な整備を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標	現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
生涯学習が必要だと思う	思う 63.3%(64.0%) 思わない 6.8%(5.8%) わからない 27.1%(25.5%)	思うを5%以上増加させる。 (現在63.3%→66.5%以上)



## 芸術文化

### 現状と課題

芸術・文化は、人間が人間らしく生きるためのものであり、ともに心豊かに生きる社会を目指して、活気と個性あふれるまちづくりを構築するうえでも大きな役割を果たすものです。今後においても、文化連盟や関係機関と連携を図りながら、町民のニーズに応える施策を展開し、心の糧となる芸術・文化活動の充実が望まれます。

町民の文化活動については、町主催のカルチャー教室や体験活動といった育成事業、ワークショップを開催し、楽しみながら芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化に携わる裾野を広げるよう努めました。また、町民が主体となって行う文化活動については、長年、湧別・上湧別の両文化協会が中心となって行ってきましたが、文化連盟として統合し、一体となって本町の芸術文化活動を盛り上げるべく、新たに進み始めました。しかし、若年層の加入が少なく、また、会員の高齢化等により年々会員数が減少傾向にあることも事実であります。今後とも文化連盟をはじめ、各種文化団体の活動を支援することが必要であります。

町内に2つある文化センターについては、文化活動の拠点として芸術文化団体・サークル等が例会・練習の場として利用しており、今後においてもこれらの団体の活動を支援する必要があります。しかし、今後は両ホールそれぞれの特徴を活かしたすみ分けをし、活用を進めていく必要があります。また、設置より25年以上が経過していることも踏まえ、用途に合った計画的な設備の更新を進め、利用しやすい環境整備を図る必要があります。

町民を対象とした芸術鑑賞事業については、町民が主体的に企画運営に取り組める芸術文化奨励事業補助金などを活用し、幅広いニーズに応える仕組みを取り入れていますが、依然、出演者の知名度によって観客数が左右されます。近年、町内の芸術鑑賞事業の数が多くなり、集客にも悪影響が及んでいたことから、内容や公演数の調整を行っていましたが、令和4年度より遠軽町芸術文化交流プラザが開館となるので、事業の数や内容、日程の重複がないよう更なる調整が必要であります。今後は現状を踏まえ、町で行う公演事業の適正規模を考慮し、中・小規模の鑑賞事業の取組みにも目を向ける必要があります。

社会生活やそれを取り巻く環境の変化に伴い、地域住民の興味は分散化し、それらを楽しむための行動範囲も広がりました。その結果、地域の枠を飛び越えそれぞれが自分の興味に合ったものを自分で探し参加(入手)することが日常化し芸術文化に触れる機会は広がりを見せました。しかし、各々の趣味趣向が多様化し、それを個人で享受できる社会が進んでも、地域で育む必要性は失われていません。芸術文化体験は心を豊かにし、日常生活において人間の特権ともいえる創造力(想像力)を育める数少ない場所です。今後とも、町として地域住民が広く平等に体験できる場を提供することは大切であります。

また、新型コロナウイルス感染症蔓延は、デジタル技術の利用の意識を高め、文化事業にも大きな変化をもたらし、提供の仕方(配信等)や新しい文化(eスポーツ\*等)といった新たな変化が生じています。今後は、こういった新たなものにも着目しながら、若年層から高齢者に向けた幅広い取組みを検討し、芸術文化活動を推進していく必要があります。

\*eスポーツ…electronic sportsの略で、パソコンやテレビゲームなどの電子機器を使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。



豊かな心とふるさとを愛する  
心を育むまちづくり

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
芸術文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 芸術に触れる機会や創造的な文化活動を行える環境が継続的に生み出され、芸術文化活動が町民の生活に息づいている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カルチャー教室など、楽しみながら芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化に携わる裾野を広げるよう取組みます。</li> <li>• 活動成果の発表の場や参加機会の提供を図ります。</li> <li>• 鑑賞と創造が両輪となった芸術文化が大切なことから、体験事業といった育成事業の充実を図ります。</li> </ul>
文化団体等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文化連盟をはじめ、各種文化団体の自主的な活動を支援します。</li> </ul>
文化施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 両文化センターそれぞれの特徴を活かしたすみ分けをし、活用していきます。</li> <li>• 両文化センターの用途に合わせた計画的な設備の更新を図ります。</li> </ul>
芸術鑑賞会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 幼児や児童、生徒向けの鑑賞事業は、生の芸術を体感できる数少ない機会であるため、継続的な実施を図ります。</li> <li>• 芸術文化奨励制度の活用を図り、町民主体の文化振興及び文化活動の活性化を支援します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
満足度	芸術文化にふれる環境	満足 9.7%（8.8%） 普通 58.0%（57.4%） 不満 11.9%（10.5%）	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 （現在67.7% → 71.1%以上）





## 図書館

### 現状と課題

図書館に収蔵している図書・新聞・雑誌や視聴覚資料(CD、DVD等)を図書館資料といいます。図書館には専門職員である司書が配置され、図書館資料を収集、分類し、整理、保存するとともに貸出等を行います。

本町には中湧別図書館、湧別図書館の2つの図書館と1台の移動図書館車が配備され、上記の図書館活動を行っています。中湧別図書館は、立地条件を活かし貸出中心の図書館として多くの町民に利用されています。湧別図書館は学習支援に重点を置いた選書を行っています。移動図書館車は、学校・保育所や福祉施設等を巡回し、図書館に来館が困難な小中高生、高齢者等を中心に支援しています。

毎年新規の受入と更新を行っている両館が収蔵する図書館資料数は14万冊です。年間約8万7千冊の利用があり、町民一人当たりの貸出冊数は令和元年度は10.33冊でした。オホーツク管内(17館)は道内でも読書活動の活発な地域ですが、2館体制の本町の貸出統計は6番目の順位です。

図書館は町民の学習を支えるだけでなく、本との出会いを介したコミュニケーションで心の安らぎを提供する場にもなっています(令和元年度年間来館者数19,745人)。また、全町的な「湧別町子どもの読書活動推進計画」を策定し、特に子どもたちの読書環境を整えてきました。

町民アンケートの結果では、多くの方が生涯学習の必要性を高く認めています。乳幼児から高齢者まで幅広い世代の町民利用に対応するためには、時代の流れを感じ取り、常に新鮮な図書館資料の維持を継続する必要があります。

また、地域を学ぶため貴重な本町の歴史資料を保存し、町民に提供する必要があります。そのため郷土資料のデジタル化を進め、図書館システムに統合し公開していきます。

2つの図書館と移動図書館を有している管内でも恵まれた図書館の環境は、町民の学習支援と心の安らぎの提供につながります。今後もそれらを維持していくために、それぞれの図書館と移動図書館の特色を分析、発展させて、町民の理解を得ていく必要があります。

図書館活動・学校図書支援等を継続的に行って、町民の学習支援とサービスの向上につなげていく必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民ニーズに対応した蔵書が整っている。</li> <li>生涯学習の拠点として誰もが利用しやすい読書・学習環境が整っている。</li> <li>憩いの空間として各世代の町民に認知され利用されている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画的な図書館資料の選択収集を行うため、町民ニーズを踏まえ、常に新鮮で適切な蔵書構成の維持管理を行います。</li> <li>• 郷土資料のデジタル化を進めます。</li> <li>• ブックスタート及び関連事業の充実を図ります。</li> <li>• 読書・学習環境の充実に加え、町民の憩いの空間として活用されるよう施設活用の推進を図ります。</li> <li>• 学校図書館との連携を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標	現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
図書館実利用率	16.5% (18.2%)	現状値を10%以上増加させる。 (現在16.5% → 18.2%以上)



## 博物館・文化財

### 現状と課題

歴史を残すためにはその証拠である「歴史資料」が不可欠です。証拠がない歴史は風化していくからです。博物館はその「歴史資料」を後世に残し、歴史を伝えるために存在しています。屯田開拓関連資料や生活・産業の資料は町の沿革を示す重要な証拠であるため、ふるさと館JRYと郷土館に保存して残していく必要があります。また、湧別の人の歩みは明治開拓以前の1万5千年から始まっています。その歴史の証拠は石器や土器類など「考古資料」と各地に残されている埋蔵文化財です。これらも未来へと確実に引き継いでいかなければなりません。歴史資料、考古資料、埋蔵文化財、そしてそれらが持つ情報を未来へと伝えるため整理・集約し、保存環境を整えていくことが、これまでもそして今後も変わらない博物館・文化財保護の課題です。

歴史を伝えるために博物館では展示見学や体験学習等の教育普及活動も行っています。学校団体等を対象にしたシブノツナイ竪穴住居跡の現地見学や湧別屯田兵の歴史を中心とした開拓期の衣食住体験等を実施しており、年間約50件程度の利用があります。湧別地域のみならずオホーツク地域を知るために効果的な学習であるとして、町内外の学校が継続的に利用しています。遠軽町や北見市からの利用は体験学習の内容の充実につながり、町内学校等の利用へ還元されています。

博物館・文化財保護のこれからの課題は大きく分けて3つあります。「埋蔵文化財の保護と活用」「歴史資料の保存環境の維持」「学習機会の維持」です。

#### 【埋蔵文化財の保護と活用】

シブノツナイ竪穴住居跡は本町独自の調査が平成30年度より進行中です。今後も計画的に発掘調査を継続し、その価値を確認する必要があります。調査の結果を広く町民、国民に知ってもらうことは、保護と活用につながっていきます。また他にも56か所も包蔵地があり、台帳登載後、約40年が経過しているために再確認作業が必要です。また、未知の包蔵地もある可能性が高く、継続して調査し、発見次第、適切な保護をする必要があります。

#### 【歴史資料の保存環境の維持】

旧町時代から収集してきた歴史資料は、郷土館、ふるさと館JRY収蔵庫（上湧別小学校横）に保管されています。かつて、町内廃校校舎等に分散していた資料を集約した収蔵庫は町内最古の公共施設であり老朽化が進んでいます。そのため旧芭露小学校体育館への移動を始めていますが、収容量が限られているために、他の収蔵施設も検討しなければなりません。今後、使用しなくなった施設等を活用して、安定的に保管できる収蔵施設を検討する必要があります。

#### 【学習機会の維持】

実施している展示見学、体験学習、現地見学は、町民が本町の歴史に触れる数少ない機会の一つです。そして、歴史学習のみならず先史の暮らしの学習や開拓期の生活体験は、工業化以前の人々が長年に渡って築き上げた生活技術の伝承の場でもあります。台風や吹雪などの気象災害、ブラックアウトなどの不測の事態が起こった場合、こうした生活技術は「生きる技術」へとつながっていきます。博物館での学習はこの地域で生きていくうえで基礎技術を知る機会でもあります。そのため今後も博物館の教育機関としての機能を維持していく必要があります。

## 第1章

総合計画の  
策定にあたって

## 第2章

湧別町の現況

## 第3章

基本構想

## 第4章

基本計画

## 附属資料

## 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史・産業・自然を起源とする地域の誇りを知る機会が提供されており、地域を愛し社会を愛する人材が育成されている。</li> <li>過去の人々がどのように暮らしてきたのかを知ること、現在そして将来この地での生活文化創造につなげている。</li> </ul>
文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財の位置が把握されており、適切な環境で保護されている。</li> <li>先史文化の調査研究が進み、展示が充実しており町民の関心が高い。</li> </ul>
博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料が適切な環境で保存され、分類整理がなされている。</li> <li>調査研究が進められており、地域がわかる展示・体験が充実している。</li> <li>地域文化創造に寄与している。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
文化財の保存・活用 (埋蔵文化財)	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財の調査分析をするとともに適正な保護・活用を行います。</li> <li>埋蔵文化財及び周辺地域の適切な活用を検討します。</li> <li>北海道指定史跡シブノツナイ竪穴住居跡の発掘調査を計画的に進めます。</li> </ul>
博物館の保存 (歴史資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の歴史資料の収集を継続して実施します。</li> <li>既存の資料は保存環境の改善を図ります。</li> </ul>
博物館の活用 (調査研究)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開拓の歴史について総合的に分析を行います。</li> <li>資料の整理分析作業を行い、不足している資料を収集します。</li> <li>大学等研究機関との連携協力を進めます。</li> </ul>
博物館の活用 (博物館展示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館の展示の充実とともに、収蔵資料の公開機会を増やします。</li> </ul>
博物館の活用 (教育活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館教育普及活動の充実を図ります。</li> <li>体験的な要素を加えたプログラムを研究実践していきます。</li> <li>生活体験館を活用した開拓体験活動を充実させます。</li> <li>デジタル技術等を活用した過去の生活再現プログラムの構築を目指します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	町の歴史文化の保存と継承	重要 19.5% (19.7%) 普通 64.2% (60.0%) 不要 3.8% ( 3.9%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在83.7% → 86.2%以上)



## スポーツ

### 現状と課題

町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ楽しむことができる「町民皆スポーツ」を実現するために、各種スポーツ教室・講習会や大会の開催、合宿誘致、学校体育施設の開放、スポーツ施設の整備などに努めてきました。

アンケート結果では、「健康体力づくり」の項目について高い関心がうかがえます。また、「スポーツ施設や育成支援の充実度」が目標値を上回っており、スポーツ環境が充実してきていることがうかがえます。

スポーツ活動の推進については、ライフステージに応じた運動・スポーツに親しむ機会を提供し、町民の相互交流の促進と体を動かす習慣を身につけさせることが必要です。また、スポーツ活動の中心的な役割を担っている体育協会やスポーツ少年団は、町内のスポーツ振興の原動力として自主的に活動されており、活動の支援を図ってきましたが、少子高齢化による会員の減少や指導者不足等の課題を抱えています。今後も会員や指導者不足等を解消する方策を検討する必要があります。

近年、青少年の体力低下や成人、高齢者の生活習慣病が増加しており、運動・スポーツの習慣化につながる取組みや健康寿命の延伸を促進するため、保健福祉分野と連携し、運動指導職員による運動指導やトレーニング機器の充実、町民の体力に応じた運動プログラムの提供を図る必要があります。

スポーツ合宿の誘致では、合宿者が持つ高いレベルの技術に触れる機会を提供することにより、町民のスポーツへの意識高揚と交流が図られています。今後も交流人口の拡大やスポーツを通じた活力あるまちづくりを推進する必要があります。

スポーツ施設においては、指定管理者制度\*を導入しており、民間の能力を活用したサービスの向上や経費の削減に努めていますが、町民のニーズを踏まえながらいつでも安心して利用しやすい施設運営とサービスの向上を図るとともに、スポーツや運動意欲を高めるために積極的な環境の整備が必要です。これまでも計画的に施設整備を進めてきましたが、老朽化により改修工事や修繕を必要とする施設が多く、計画的な施設整備を図る必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の誰もがそれぞれの体力や年齢、目的、興味、関心に応じて、いつでも、どこでもいつまでも運動、スポーツに親しみ、健康で活力ある長寿社会の実現が図られている。</li> </ul>
スポーツ団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育協会やスポーツ少年団、スポーツサークルなどがいきいきと自主的に活動されている。</li> </ul>
スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の視点に立った施設の整備、サービスの向上が図られている。</li> </ul>

\*指定管理者制度…公の施設の管理運営を団体に包括的に代行させることができる制度。

豊かな心とふるさとを愛する  
心を育むまちづくり

## 主要施策

区 分	主 な 内 容
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢や体力に応じた各種教室・講習会、大会など運動・スポーツに親しむ機会を提供し、健康や体力づくりの増進と町民相互の交流を推進します。</li> <li>体育協会やスポーツ少年団、自治会、関係団体等との連携を図り、みんなで楽しめるスポーツの推進に取り組めます。</li> <li>保健福祉分野との連携を図り、運動やスポーツを取り入れた町民の健康づくりを促進します。</li> <li>スポーツ合宿の誘致を行うため、受け入れ体制の一層の整備に努め、スポーツの振興と地域の活性化を図ります。</li> <li>地域のスポーツ活動や大会等において指導者をはじめ、地域ボランティアの確保を図ります。</li> </ul>
スポーツ団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育協会やスポーツ少年団等の関係団体やスポーツサークルの育成と支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民のニーズを踏まえながら、誰もが安心して利用しやすい施設整備を図ります。</li> <li>町民の健康維持増進のため、トレーニング機器の更新と運動指導職員による町民の体力に応じた指導体制の充実を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	スポーツ施設や育成支援の充実度	満足 9.6%(9.3%) 普通 59.9%(56.7%) 不満 9.8%(9.7%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在69.5%→73.0%以上)



## 国際・国内・同郷交流

### 現状と課題

国内交流では、新篠津村への上湧別開拓団の入植を契機として、友好都市交流が続いており、小学生がお互いの町を交互に訪問して野外学習や町の歴史の学習などを行っており、多くの児童が参加し交流の輪が広がっています。

国外交流では、カナダ・ホワイトコート町及びニュージーランド・セルウィン町とそれぞれ友好都市協定締結から20年以上が経過し、継続的に中高生を中心とした相互交流事業や交換留学事業を実施しています。事業を実施することにより国外友好都市とは友好交流を深め、また事業に参加した中高生の国際感覚の養成に努めているところです。国外友好都市に派遣された方や留学生受け入れ家庭の国際理解の効果は高いものの、広く町民に国際交流の成果を知ってもらうための取組みの研究を継続し、留学生の受け入れ協力者を確保する必要があります。また、町内の中学生及び高校生生徒数の減少や事業に参加することにより学校生活に影響がでることへの懸念により、相互交流事業、交換留学事業ともに参加者が募集定員を下回る状況にあります。互いの歴史、文化、生活習慣及び民族性などを相互に理解し合うことにより、地域の活性化に結びつけることが求められています。

このほか、同郷団体（ふるさと会）として、東京湧別会、札幌湧別会があり、総会・交流会等を通じて交流を深めています。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
国際・国内・同郷交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の友好都市と交流が継続され、事業内容がより一層充実し、町民全体の友好都市に対する理解が深まっている。</li> <li>ふるさと会との交流が行われ、本町の応援団として活躍している。</li> </ul>

### 主要施策

区分	主な内容
国際・国内・同郷交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民・団体・行政が連携し友好都市や同郷団体との交流拡大を推進します。</li> <li>友好都市の紹介や交流事業を発表する機会を提供します。</li> <li>友好都市との世代間・産業間ごとの交流事業を推進します。</li> <li>交流をサポートする民間支援者及び団体の育成を推進します。</li> <li>中学生・高校生を中心とする海外友好都市との相互派遣交流を促進します。</li> <li>インターネットやICT技術を活用した交流を推進します。</li> </ul>

### 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	国際交流や国内姉妹都市との交流	重要 12.7%(11.2%) 普通 63.6%(57.7%) 不要 7.2%(9.0%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。 (現在76.3%→80.1%以上)

## 町民協働

### 現状と課題

まちづくりの基本は、町民です。主義主張、趣味趣向や幸福観が多様化し、行政へのニーズが複雑化する中、皆が幸せを実感できるまちにしていくためには、町民一人ひとりがまちづくりに参画する意識を強く持つとともに、政策意思決定過程においては組織や団体の考えを重視するだけでなく、個人の考えも尊重される社会意識形成がますます必要になっています。また、自治基本条例が施行されてから8年が経過し、「町民参加の原則・協働の原則」のさらなる醸成が求められ、町政運営の基本として、町民・議会・行政機関がそれぞれの役割と責務のもと本町の自治を推進し、町民が安心して暮らすことができる地域社会を持続させることが期待されています。

町民の参加と協働を推進するためには、地縁住民の集まりである地域コミュニティの醸成も必要です。本町には、まちづくり活動への参加や、町民の意見を町政に反映させる身近な地域組織として町内に30の自治会があり、地域単位でのコミュニティ活動を行っていますが、町の過疎化や高齢化の進行、さらには若者世代のコミュニティ活動離れの傾向とも相まって、会員の減少や役員の担い手不足、活動の縮小、さらには地域集会施設の老朽化などの問題を抱え、存続の危機に直面する自治会が増えてきています。しかし、大規模災害などにおいて、町民の安全・安心を守るために地域コミュニティが果たす役割は依然として大きく、地域課題を自ら解決できる体制づくりを進めるためにも、自治会のあるべき姿を明確にし、地域コミュニティの強化や、地域と行政の連携強化を図っていく必要があります。

一方、地縁にとらわれない共通の趣味や目的、職業などでのコミュニティ組織の必要性も増してきているため、今後本町における諸課題の解決に当たっては、様々なコミュニティとの協働体制づくりを進めることも重要です。環境美化や福祉活動など様々な分野での町民活動に対して必要な支援を行うとともに、町民の自主的なまちづくりへの参加意識の醸成に努め、行政との役割分担を十分に認識しながら、取り組んでいくことが求められています。

### 10年後のめざす姿

区 分	め ざ す 姿
町民参加の まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な分野で自主的な町民活動が活発に行われており、その活動に参加することで、地域社会に貢献している充実感を得ながら生き生きと活動している。</li> <li>• 自治基本条例に基づき、町民と議会、行政機関がそれぞれの役割と責務を自覚し、お互いを尊重し合い、協働した町政運営がされている。</li> <li>• 町民は町政に積極的に参加し、その意見や考えが尊重された町政運営が進められている。</li> </ul>
コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治会に代表される地域コミュニティ組織では、町民同士や異世代間での交流と対話が活発に行われ、伝統行事の継承や環境美化活動、老人クラブや子ども会、自主防災組織、地域財産の管理などが自主的に運営されている。</li> <li>• 様々なコミュニティ組織による活動が活発で、町民が生き生きと暮らしている。</li> <li>• コミュニティ活動に必要な施設が、効率的・効果的に整備されている。</li> </ul>



## 主要施策

区分	主な内容
町民参加のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例に基づき、町民が主体的にまちづくりに参加できる体制づくりを更に推進するとともに町民参加意識の高揚を図ります。</li> </ul>
コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や様々なコミュニティ組織への活動を支援します。</li> <li>地域コミュニティ組織の基盤強化を図るため、自治会のあるべき姿を明確にし、自主的な取組みを支援します。</li> <li>コミュニティ活動を推進する人材を育成します。</li> <li>活動拠点となる地域集会施設の効率的・効果的な整備と、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを推進します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
重要度	住民参加による協働のまちづくり	重要 20.6% (21.3%) 普通 59.7% (55.9%) 不要 3.6% (4.2%)	重要と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在80.3% → 82.7%以上)



## 男女共同参画

### 現状と課題

少子高齢化の進行するもとで地域社会の活力を維持し、将来にわたり多様性に満ちたまちを実現していくためには、性別に関わりなく人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら、その個性に応じた多様な能力を発揮することができる男女共同参画社会の構築が求められています。

さらに平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、家庭や地域、職場等において、性別による固定的な役割分担意識の見直し等、性別に関わりなく活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

また、男女間の暴力やハラスメント\*などの性差による差別は、男女共同参画社会を実現する上で非常に重要な課題であり、一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい理解や意識の高揚が非常に重要となっております。

### 10年後のめざす姿

区 分	めざす姿
男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画への関心と理解が進み、固定的な性別役割分担意識がなくなり、性別に関係なく一人の自立した個人として尊重され、男女が様々な分野で性別に関わらず個性と能力を十分に発揮されている。</li> </ul>
男女がともに活躍できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女がともに仕事と家庭生活が両立され、一人ひとりが自らの意思に基づき、様々な分野において社会参画し活躍している。</li> </ul>

### 主要施策

区 分	主な内容
男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会実現に向け、町民一人ひとりが関心理解を高めるための意識啓発活動の推進を図ります。</li> <li>配偶者等からの暴力（DV）防止の啓発及び被害者に対する支援を行います。</li> </ul>
男女がともに活躍できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の審議会等への女性の登用を推進します。</li> <li>あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発活動の推進を図ります。</li> </ul>

### 施策の評価指標

評価指標	現状値	目標値（令和13年度）
審議会等の女性登用率	19.2%	30.0%

\*ハラスメント…嫌がらせ、いじめ。

## 情報共有

### 現状と課題

行政が保有する情報は、町民の財産です。行政情報は個人情報の保護を徹底しながら、必要な時期に、正確な情報をわかりやすく公開または提供を行うことが重要です。また、自治基本条例に基づきパブリックコメント、町民説明会やアンケート調査などを実施する際に、町民が求める情報を十分に提供することで、各政策に対する課題や論点整理が容易になり、町民のまちづくりに対する参加意識を高めることが可能となります。

これまでは、情報提供の手段として全戸配布による広報紙やかかわらばん、ホームページ等を活用してきました。

広報紙は、役場庁舎内組織として広報委員会を設置し、広報活動の円滑な推進を図っていますが、日々変わりゆく町民が必要とする情報を洗い出し、さらに内容を充実させるとともに、読みやすさに配慮した紙面の構成が必要です。

一方、情報通信手段の急速な発達によって、ホームページやSNSによる情報の提供も重要な広報媒体として位置づけられ、インターネットを利用する方、町のホームページをご覧になる方も年を追うごとに増してきていますが、全ての町民が利用できる環境となっていないことを考慮しなければなりません。

広聴活動では、まちづくり懇談会、町長への手紙や移動町長室のほかに地域担当スタッフ制度<sup>※</sup>やインターネットなどの活用によって、町民が行政に対して気軽にかつ容易に意見要望を伝えられる仕組みが必要となっています。

今後においても多様な情報媒体を活用しながら、まちづくりに関する情報の積極的な公開と提供が必要です。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対して行政情報が積極的に公開・提供されている。</li> <li>個人情報 that 適正に保護され、プライバシーが守られている。</li> <li>広報やホームページが見やすいとともに内容が充実し、町民が求める行政情報や話題が効果的に提供されている。</li> <li>町民が行政に対して気軽に意見や要望を伝えられる体制が確立されている。</li> </ul>

<sup>※</sup>地域担当スタッフ制度…地域を担当する職員を配置し、情報提供や地域の抱える問題を把握・解決することで自治会活動を支援。

町民一人ひとりが支え合い助け合う  
思いやりのあるまちづくり

## 主要施策

区分	主な内容
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政情報の公開・提供を進め、行政と町民で情報を共有し、町民と協働したまちづくりを推進するとともに、行政が持つ個人情報の保護のため適正に情報を取り扱います。</li> <li>• 情報提供意識の向上を図り、特に政策意思決定過程で積極的に情報を提供します。</li> <li>• 広報紙（広報ゆうべつ・かわらばん）やホームページ・SNSを活用して、行政情報を適期にわかりやすく正確に発信します。</li> <li>• 広聴体制の充実のため、町民が気軽に意見を伝えられる仕組みを導入します。</li> <li>• 各種会議の透明化を図るため、会議の新たな公開手段を導入します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標	現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
町のホームページを見る	よく見る 14.6% (14.1%) たまに見る 34.4% (27.8%) 見ない 46.6% (50.7%)	よく見るとたまに見るの合計を8%以上増加させる。 (現在49.0% → 52.9%以上)





## 行政効率化

### 現状と課題

全国的に人口減少・少子高齢化を迎えている中、本町においても例外ではなく、今後は生産年齢人口の減少等による町税収入の減少と高齢化の進行による扶助費の増大が見込まれ、社会の変化に適応した町政運営が求められています。

そのため、平成28年よりスタートした第2次行政改革では、効率的な行政運営を目指すため大綱に基づいた事務事業の見直し、行政評価に対して外部委員による外部評価を導入し町民ニーズの把握、職員定員管理計画のもと適正な職員数への移行、職員に対する人事評価の導入、各種分野にわたる職員研修を実施することにより質の高い行政サービスを推進する人材育成、行政組織体制の見直しなどを実施し、一定の成果を挙げてきました。

窓口サービスについては、平成27年度中湧別出張所の休日開庁、平成28年度分庁方式に伴い総合窓口を設置してサービスの向上を図ってきました。令和元年度には、多岐にわたる政策課題や町民ニーズに柔軟で効率的、かつ迅速に対応するため組織機構の見直しを行い「グループ制」を導入し、簡素で効率的な組織づくりを実施しています。

また、合併からの懸案事項であります役場庁舎のあり方については、役場職員によるプロジェクトチームを新たに立ち上げ、庁舎の集約に向けて検討を重ねてきましたが、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見えない中、分散勤務の実施など感染症対策との兼ね合いもあって、現在協議を見合わせており、今後の感染拡大等の動向を見ながら、できるだけ早いうちに協議を再開し、方向性を示す必要があります。

電子自治体の推進では、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るため、国が定める基準で標準化された情報システムの導入とともに、自治体クラウドの推進が求められています。また、新型コロナウイルス感染症に対応する新たなスタイルとして、電子決裁、テレワーク等の検討が必要となってきています。

町民アンケートでもあるように、特に窓口での町民に対する接遇マナーの向上及び多様化・高度化する町民ニーズの対応や限られた財源の中で継続的に安定した質の高い行政サービスを提供するため職員個々の資質向上のための研修を行い、更なる行政改革を進める必要があります。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
行政効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 役場の組織体制に無駄がなく効率的な行財政運営が実現されている。</li> <li>• 町民のニーズに応えた行政サービスを的確に提供できる組織体制であり、それを支える職員の資質が備わっている。</li> <li>• 新たな政策課題や時代の変化に的確に対応した効率的で効果的な行政運営がなされている。</li> </ul>
窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親切で質の高い窓口サービスの提供が図られている。</li> </ul>

## 主要施策

区分	主な内容
行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>時代に即した合理的かつ効率的な行政運営を実現するため、行政改革大綱に基づき、一層の行政改革に取り組めます。</li> </ul>
組織・機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策の立案から決定、実施に至るまで、より柔軟で機動的な組織となるよう、組織体制の適切な見直しと職員定数の適正化を図ります。</li> <li>庁舎の集約を早期に図ります。</li> </ul>
人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力開発を効果的に推進するため、研修機会の充実等により、職員の資質の一層の向上を図ります。</li> <li>窓口サービスの基本である接遇マナーの向上を図ります。</li> </ul>
事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた行政資源を有効かつ効率的に活用するため、事務事業全般にわたって点検を行い、必要に応じて事務の見直しと事務手続きの簡素化を図るとともに、電子化を推進することにより、町民サービスの向上を図ります。</li> </ul>
広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治の円滑な運営・推進や広域的な課題の解決に向けて、現状の広域連携の取り組みを継続するとともに、これからも行政サービスの向上や効率的な行政運営に必要な広域連携を推進します。</li> </ul>

## 施策の評価指標

評価指標		現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
満足度	町役場の窓口サービス や接客態度	満足 19.4%(17.6%) 普通 63.5%(62.4%) 不満 9.3%(11.0%)	満足と普通の合計を3%以上増加させる。 (現在82.9%→85.4%以上)



## 財政運営

### 現状と課題

国及び地方の財政状況は非常に厳しい状態であり、将来的にもこのような状態が続くものと考えられます。本町においても依然として国からの地方交付税に頼る厳しい状況下にありますが、行政改革大綱を柱とし健全な財政運営の確立を進め、財政健全化（行政コストの節減・財政状況公表）、歳入確保（収納率の向上・コンビニ収納の導入・使用料手数料の見直し・ふるさと応援寄附金の推進・有料広告制度）、補助金制度の見直しなど、自主財源の安定的な確保を図ってきました。

一方、今後の本町財政に大きな影を落とす不安材料として普通交付税の減少があります。合併自治体である本町は、合併5年間は合併算定替方式で普通交付税が算定されましたが、平成27年度から5年間は激変緩和措置として段階削減となり、令和2年度からは一本算定となったところです。交付額を単純比較すると、平成22年度交付額43億5千万円から令和元年度交付額34億6千万円で、8億9千万円の減額となっています。令和2年度普通交付税は前年と比べ、幼保無償化の影響もあり増額となっていますが、今後の増額は見込めない状況となっています。

歳出では物件費や維持補修費、扶助費など多くの項目で増となっており、人件費もほぼ横ばい若しくは微減の状況にあるといえます。今後の課題は、人件費においては職員の定員管理計画に基づく適正化を図ること、また、物件費や維持補修費においては公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置や用途変更による施設の有効活用を推進し、特に類似施設の機能集約などによる維持管理経費の削減を図ることです。

### 10年後のめざす姿

区分	めざす姿
財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期的な展望に立った健全な財政運営が行われており、安定した財政基盤が確立されている。</li> <li>• 同種公共施設の有効利用が図られている。</li> <li>• 将来発生する公共施設の維持管理費用が明らかにされ、適切な維持管理が行われている。</li> </ul>

### 主要施策

区分	主な内容
財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 普通交付税の減少を視野に入れて、効率的な事業の実施と事務事業の見直しによる歳出の削減を図り、堅実な財政運営を行います。</li> <li>• 公共施設の総合的な管理計画をもとに、公共施設の適正配置や用途変更による施設の有効活用を推進し、町民に活用される公共施設の運営を図ります。</li> <li>• 町民にわかりやすい財政状況の公表を行います。</li> <li>• 町税等の収納率の向上を図ります。</li> <li>• 町有財産を正確に管理し、不要財産の売却や有効活用を図ります。</li> <li>• ふるさと応援寄附金の更なる推進を図ります。</li> </ul>



## 施策の評価指標

評価指標	現状値（前回の値）	目標値（令和13年度）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の健全化判断比率（4項目）	実質赤字比率※ -（ - ） 連結実質赤字比率※ -（ - ） 実質公債費比率※ 6.1%（9.3%） 将来負担比率※ -（ - ）	4項目すべての比率が早期健全化基準*を上回らない
公共施設等総合管理計画	公共施設総面積の累積削減率 （計画当初総面積比） 1.8%（ - ）	公共施設総面積の累積削減率 （計画当初総面積比） （現在 1.8% → 15.0%以上）



※**実質赤字比率**…地方自治体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。（早期健全化基準：財政規模に応じ11.25～15%）

※**連結実質赤字比率**…すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方自治体全体の赤字の程度を指標化。（早期健全化基準：財政規模に応じ16.25～20%）

※**実質公債費比率**…借入金（地方債）等の返済額の程度を指標化し、資金繰りの程度を示すもの。（早期健全化基準：25%）

※**将来負担比率**…地方自治体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。（早期健全化基準：350%）

※**早期健全化基準**…健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければならない。